

令和4年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式3－1－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度	
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。			
4. その他評価に関する重要事項			
一			

様式3－1－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
評定に至った理由	項目別評定 21 項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが2項目、Bが5項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Aが1項目、Bが12項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				
2. 法人全体に対する評定					
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができた。				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項					
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—				
その他改善事項	—				
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—				
4. その他事項					
監事等からの意見	—				
その他特記事項					

様式3－1－3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調査No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壤改良資材関係業務	A	A	B			第1-1-(1)	
農薬関係業務	A	A	A			第1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	B	B			第1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A	A	B			第1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	A	A			第1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B	B			第1-3	
その他の業務	B	B	B			第1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調査No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営コストの縮減	B	B	A			第2-1	
人件費の削減等	B	B	B			第2-2	
調達等合理化の取組	B	B	B			第2-3	
情報システムの整備及び管理	—	—	B			第2-4	
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B	B			第3-1	
自己収入の確保	B	A	B			第3-2	
予算（人件費の見積りを含む。）收支計画及び資金計画	B	B	B			第3-3	
短期借入金の限度額	—	—	—			第3-4	
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B			第4-1	
内部統制の充実・強化	B	B	B			第4-2	
業務運営の改善	B	B	B			第4-3	
情報セキュリティ対策の推進	B	B	B			第4-4	
施設及び設備に関する計画	B	B	B			第4-5	
積立金の処分に関する事項	B	B	B			第4-6	

様式3－1－4－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第1－1－(1)	肥料及び土壤改良資材関係業務			
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 ① 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第3号及び第7号 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。） 地力増進法（昭和59年法律第34号）	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 ⑥ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (1/1)			予算額(千円)
②ア 登録関係業務（登録調査）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (709/709)	100% (569/569)	100% (693/693)			決算額(千円)
②イ 登録関係業務（生産工程変更相談）	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (1,626/1,626)	100% (1,396/1,396)	100% (1,317/1,317)			経常費用(千円)
③ア 肥料の立入検査等業務	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (160/160)	100% (198/198)	100% (223/223)			経常利益(千円)
③イ 土壤改良資材の立入検査業務	VA菌根菌以外：30業務日以内 VA菌根菌：65業務日以内		100% (26/26)	100% (21/21)	100% (26/26)			行政コスト(千円)
④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務（大臣確認指示及び理事長確認申請受付）	処理率	100%（報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (7+3/7+53)	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (9+37/9+37)	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (5+38/5+38)			行政サービス実施コスト(千円)
⑤ア 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（登録更新業務及び検査業務に係る技術的支援）	肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	—	—	—	農林水産省からの要請に応じ、支援等を実施			従事人員数
⑤イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（産業副産物等の肥料利用）		—	—	—	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施			
⑤ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（事業者からの申出に対する調査等）		—	実績なし	実績なし	実績なし			

⑤ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(農林水産省が行う公定規格改正調査)		実績なし	実績なし	実績なし				
⑤エ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)	一	21件	26件	26件				
⑤オ(フ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(クロピラリド測定)	一	11件	12件	19件				
⑤オ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(取組周知)	一	19件	14件	22件				
⑤カ その他肥料の安全確保等に関する業務(外部精度管理に関する技術的助言)	一	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施				
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	一	11課題	10課題	9課題			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壤改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壤改良資材関係業務について、地力増強法（昭和39年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壤改良資材の検査等業務を行う。	(1) 肥料及び土壤改良資材関係業務 肥料及び土壤改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。	<定量的指標> ○肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目2（項目）×3点（A）+ 小項目6（項目）×2点（B）= 18点 B：基準点(16) ×9/10≤ 各小項目の合計点(18) <基準点(16)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。	評定	<評定に至った理由>
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> △ 実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100%（1/1）】 「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた検討について」（令和4年11月16日付け4消安第4327号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき汚泥肥料の品質管理に関する調査を緊急的に実施し、過去の肥料立入検査時に収去した汚泥肥料の有害重金属の分析値、重金属管理手引書に基づく管理実施事業場リスト、汚泥肥料の登録申請時の溶出試験データ集計結果等を農林水産省に報告した。さらに、新規格肥料に関する管理手法の検討に資するよう、品質及び安全性を確保するための汚泥肥料の分析頻度、分析時期等に関し、FAMICが有する技術的知見から農林水産省に提言を行った。 これらを基に農林水産省で迅速に検討が進められ、「菌体りん酸肥料」の規格案が設定された。これにより、品質が確保された肥料として、他の肥料との配合・混合が可能となることで利用範囲が大幅に拡大し、肥料の安定供給及び肥料の国産化の推進に貢献すると考えられる。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省からの要請に対する実施率は100%である。 さらに、急務である肥料の国産化・安定供給対策として、下水汚泥等の利用拡大に向け、汚泥肥料の品質管理状況を把握するため、過去の分析成績等を早急に取りまとめ、農林水産省に報告した。 加えて、品質及び安全性を確保するための汚泥肥料の分析頻度、分析時期等に関し、FAMICが有する技術的知見から農林水産省に提言を行ったことにより、新規格肥料の迅速な規格設定に貢献した。 このことにより、下水汚泥資源の肥料を活用した肥料の品質が確保され、他の肥料との配合・混合が可能となることで、利用範囲が大幅に拡	

<p>② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内(20業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/調査指示件数)</p>	<p><主要な業務実績> ②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い693件実施した。 調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、登録申請時の調査試験として実施する「植物に対する害に関する栽培試験の方法」(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通達)について、農林水産省が当該栽培試験に関する通知改正を行ったため、FAMICのホームページに掲載している当該通知に関する解説を改正後の通知に対応したものに改訂した。 【処理率100% (693/693)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。</p>	<p>イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇処理率：100% (処理件数/生産工程変更相談件数)</p>	<p>イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、1,317件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的な助言を行った。 【処理率100% (1,317/1,317)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料法第29条に基づき報告聽取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内(36業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査件数)</p>	<p><主要な業務実績> ③ア 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、223件を適正に実施した。 その際、肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となつた場合の影響を考慮し、(ア)人畜に有害な成分(ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。 また、検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。 (表1-1-(1)-1参照) 【処理率100% (223/223)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。				
イ 土壤改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壤改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	イ 土壤改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壤改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（VA菌根菌以外は30業務日以内、VA菌根菌は65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	<主要な業務実績> イ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（26件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験（16件）については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った26件について業務の進行管理を適切に実施し、検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（5件）に対して技術的助言を行った。 なお、農林水産大臣からVA菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。 【処理率100%（26/26）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	
④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。 ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告とともに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。 イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いにつ	<定量的指標> ◇処理率：100%（報告件数及び処理件数／大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	<主要な業務実績> ④ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。 ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場（5事業場）について製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。 イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（38事業	<評定と根拠> 評定：B 根拠：大臣確認指示及び理事長確認申請に対する報告等の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	

	<p>いて」(平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>		<p>場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。</p> <p>【処理率 100% ((+38) / (+38))】</p>	
⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。 ア 肥料法改正に伴う肥料制度見直しを踏まえ、地方農政局等に対して、問い合わせ対応、研修会等による登録更新業務及び検査業務に係る技術的支援を行う。また、事業者等に対しては、原料管理制度の周知を行うとともに、問合せ等についても対応を行う。 イ 産業副産物等の肥料利用について、安全性及び品質に係る情報の収集・整理を行うとともに、原料規格を含む公定規格への適合性等に関する調査し、登録時に確認すべきポイントの明確化等を行う。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などをを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。	<p>⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。 ア 肥料法改正に伴う肥料制度見直しを踏まえ、地方農政局等に対して問い合わせ対応、研修会等による登録更新業務及び検査業務に係る技術的支援を行う。また、事業者等に対しては、原料管理制度の周知を行うとともに、問合せ等についても対応を行う。 イ 産業副産物等の肥料利用について、安全性及び品質に係る情報の収集・整理を行うとともに、原料規格を含む公定規格への適合性等に関する調査し、登録時に確認すべきポイントの明確化等を行う。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などをを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。</p>	<p><定性的指標> ◇肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>ア 肥料制度見直しにより増加した地方農政局等からの問合せに対して対応を行うとともに登録更新業務及び立入検査業務に関し、都道府県職員対象のブロック会議での説明及び農政局職員対象のQJTを行うことで技術的支援を行った。また、令和 3 年 12 月に施行された原料管理制度について、立入検査を実施した 223 事業場に対して制度の周知を行うとともに、電話、メールによる事業者からの問合せ等に対してきめ細かい対応を行った。</p> <p>イ 産業副産物等由来の肥料に含まれる有害物質として、汚泥肥料の公定規格に定めのあるカドミウムとクロム及び暫定基準として定めのある肥料中のメラミンについて情報収集を行い既存のプロファイルシートの更新を行った。また、牛骨を利用した磁器由来の副産肥料の安全性について情報収集を行い新たなプロファイルシートの作成を行うことにより登録時に確認すべきポイントの明確化を行った。</p> <p>また、「バイオプラスチック導入ロードマップ」に盛り込まれた「生ゴミ用収集袋に生分解性プラスチック利用の有用性」の検証のため、農林水産省の生産資材安全確保対策委託事業として行われた生分解性プラスチック(生分解プラスチック)生ゴミ用収集袋の分解性にかかる実証試験へ協力し、意見交換会への参加、試験設計への助言、試料の鑑定並びに策定ガイダンスへの助言を行った。</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】 農林水産省が行う事業として、生ゴミ堆肥普及のため、生分解プラスチック収集袋を堆肥化し分解度合いを確認する実証試験を実施することとなった。 実証試験の実施にあたり、農林水産省の要請により委託事業者主催の検討会に参加し、試験設計について助言した。 さらに、顕微 FT-IR を使用し、事業者から提供された 101 点の試料を鑑定することにより、今回の実施期間では確認が困難であった目視での生分解性プラスチックの消失について、ポリマー崩壊(細片化)が進む過程を確認することができた。このことにより、有識者から提言されている生分</p>	<p><評定と根拠> 評定： A 根拠：肥料の安全性及び品質を確保に関し、農林水産省と連携し支援業務を行ったことに加え、農林水産省の委託事業である、「生ゴミ用収集袋に生分解性プラスチック利用の有用性」の検証に協力することにより、生ゴミの肥料化促進に貢献した。また、都道府県肥料分析担当者の技術力向上のため、オンラインによる外部精度管理試験を活用した実務者研修を実施し、分析担当者の技術向上に寄与することにより、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。</p>

		<p>解性の細片化による将来的な消失が示唆された。その結果を当該事業者へ提供することにより実証試験データの充実に寄与するとともに今後農林水産省で予定しているガイダンスの策定に資する助言を行い、生ゴミ等資源の肥料化促進に貢献した。</p>
		<p>ウ 次の取組を実施した。</p>
	(7) 事業者からの仮登録申請に係る調査（書類等）について、農林水産大臣の指示はなかった。 なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。	
	(8) 事業者からの公定規格改正の申出はなかった。 なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。	
	(9) 事業者から仮登録及び公定規格の改正がなかったため調査は実施しなかった。	

<p>エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。</p> <p>オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。</p> <p>(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。</p> <p>(ロ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。</p> <p>カ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を</p>	<p>エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき管理されているかを確認する。 加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。</p> <p>オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。</p> <p>(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。</p> <p>(ロ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。</p> <p>カ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理</p>	<p>エ 立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめて農林水産省に報告した。また、汚泥肥料の放射性セシウム測定を26件実施し、農林水産省に報告した。 なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定の要請はなかつた。</p> <p>オ 次の取組を実施した。</p> <p>(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で試料19件を採取後、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。また、家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生に対し、該当県で早急な原因究明が困難であったため、農林水産省からの依頼を受け速やかに該当県と連絡調整の上、クロピラリドの測定を行い、結果を報告した。 農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された肥料の生産事業場に対し、園芸農家へ出荷の際は「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行った。</p> <p>(ロ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場22件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。</p> <p>カ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者からなる協議会が主催した「共通試料による手合せ分析」に参画し、試料調製や成績の取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行つ</p>								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>実施する肥料生産業者に対し、技術的助言及び協力をを行う。また、肥料分析を行う参加する肥料生産業者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>肥料の安全性及び品質の確保のためには、有害成分を含有する可能性の高い肥料の品質管理が必要であり、肥料法改正後の適切な制度運用のためにも、事業者等への関連情報の提供や問合せへのきめ細かい対応も必要となる。</p> <p>併せて、未利用資源肥料の規格化に向けた安全性の確認を行うとともに環境への影響を配慮した技術的な助言・支援することも必要となる。</p> <p>⑤の業務は、上記に貢献するものであることから、重要度が高い。</p>	<p>試験を実施する肥料生産業者に対し、技術的助言及び協力をを行う。また、肥料分析を行う肥料生産業者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。</p>	<p>た。その際に肥料等試験法の2021版から2022版への改正等について解説し、分析担当者の技術的知見の向上を図った。また、参加した肥料生産業者及び分析機関に対して、対面またはオンラインにより外部精度管理試験結果について解説した。</p> <p>さらに、都道府県の分析担当者に対しては、例年資料配付のみであったが、対面で質疑応答ができるよう、Web会議システムを活用して試験結果を解説し、分析業務の改善方法について助言した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>外部精度管理試験に例年参加している都道府県検査指導機関において、近年、Zスコアで「不満足」と判定される試験室が散見されていた。これは、結果の送付のみでは試験結果の活用が図られていないことが原因と推察された。</p> <p>また、年度計画において、都道府県職員を対象とする肥料分析実務者研修を実施することとなっているが、令和2年度以降、コロナ禍のため参集しての開催が困難であった。しかし、都道府県職員からは参集しての開催要望が多くあり、併せて、都道府県が実施する立入検査におけるサンプリング方法の研修実施について多くの要望があった。</p> <p>都道府県職員の分析技術力向上を支援するため、外部精度管理試験に参加した都道府県職員のうち受講希望者(18人)を対象者とし、試験結果を基に肥料分析実務者研修を開催した。</p> <p>また、研修生、講師の活発な質疑応答のため、参加者を2グループに分けて実施し、試験結果の重点的な解説と分析業務の改善方法について助言するとともに、要望のあったサンプリング方法について作業上の注意点を盛り込んだ動画により研修を行った。</p> <p>この取組により、都道府県職員に分析精度に対する意識が浸透し、分析技術力向上に貢献した。また、当該研修のアンケート結果では、今後も令和4年度と同様に外部精度管理試験結果の解説を希望する意見が多くかった。</p>	
<p>⑥ 調査研究業務</p> <p>肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>⑥の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>	<p>⑥ 調査研究業務</p> <p>肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から9課題以上実施する。</p> <p>また、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ 肥料の検査等に関する調査研究について9課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（「肥料等技術検討会」という。以下同じ。令和5年2月28日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法（2022）」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議（令和4年6月22日開催）結果に基づき策定し、ホームページに掲載した（令和4年8月10日）。</p> <p>ヘリウムガスの供給不足に即応するため、追加で同部会に諮り、肥料等試験法の改正を行った（令和4年12月9日ホームページ掲載）。調査研究業務で得られた成果を公表するために、「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和4年10月14日）し、また、日本土壤肥料学会（令和4年9月13日～15日）及び公開調査研究発表会（令和4年11月18日）で成果の普及に努めた。</p>

4. その他参考情報

様式3－1－4－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－1－(2)	農薬関係業務	当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、困難度	<p>【困難度：高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務</p> <p>【重要度：高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 ⑤のアの(7) 農薬安全性情報収集 ⑤のイの(4) 事前相談対応</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	1,135,685	1,072,523	1,080,093		
②ア(7) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定必要農薬）	10.5 か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (1,046/1,046)	100% (1,043/1,043)	100% (829/829)			決算額（千円）	1,035,615	1,079,487	1,068,803		
②ア(4) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5 か月以内							経常費用（千円）	1,037,016	1,061,683	1,040,918		
②イ 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（再評価に係る審査結果）	10.5 か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	—		—			経常利益（千円）	67,530	40,401	79,163		
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務(GLP調査報告)	30 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (22/22)	100% (17/17)	100% (24/24)			行政コスト（千円）	1,086,832	1,111,964	1,095,153		
④ア 農薬の立入検査等業務（立入検査）	25 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (48/48)	100% (56/56)	100% (54/54)			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
④イ 農薬の立入検査等業務（集取分析）	60 業務日以内							従事人員数	99	103	101		
⑤ア(7) 農薬の登録審査に附帯する業務（国際調和）	技術的知見の提供	—	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席								
⑤イ(4) 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告								
⑤イ(4)(4) 農薬の登録審査に附帯する業務（生物農薬の審査、試験成	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供								

績等整備の事前相談対応)								
⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務	40 業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)	100% (393/393)	100% (478/478)	100% (469/469)			
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	6 課題	7 課題	7 課題			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	<定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目1（項目）×4点（S）+小項目2（項目）×3点（A）+ 小項目5（項目）×2点（B）=20点 A：基準点（16）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（20） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 所期の目標を全て達成したことに加え、カンボジアにおける残留農薬分析の技術向上に寄与し、同国農薬行政の国際調和に貢献した。さらに、OECDによる農水省3GLP（農林水産省所管の、動物用医薬品等GLP（動物医薬品検査所）、飼料添加物GLP（FAMIC 肥飼料安全検査部）及び農薬GLP（FAMIC 農薬検査部）の総称。）調査当局に対する効率的な現地評価対応により継続した相互承認が認められたことから、農水省3GLPそれぞれの適合試験施設で作成される試験成績の国際的な信頼性を確保した。	評定	<評定に至った理由>
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：一 根拠：実績がないため評価せず	
② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査業務については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い審査を行い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査	② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査	<定量的指標> ◇標準処理期間内（10.5か月以内（農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は1年4か月以内））の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進行状況の定期点検を行った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。	

	<p>(イ) 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 1年4か月以内）</p> <p>(ロ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p>	<p>む。）の規定に基づく登録に係る審査</p> <p>(イ) 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 1年4か月以内）</p> <p>(ロ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p>	<p>等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができる期間）は、審査期間に含まないものとする。</p>	<p>(イ) 令和4年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から 1,542 件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の審査指示は 415 件であった。令和4年度内に農林水産大臣に報告した 72 件の審査期間は全て期限内（1年4か月）であった。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>（表 1-1-(2)-1 参照）</p> <p>(ロ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は 1,127 件であった。令和4年度内に報告した 757 件の審査期間は全て 10.5 か月以内であった。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>（表 1-1-(2)-1 参照）</p> <p>【処理率 100% (829/829(72 (ア)(イ))+757 (ア)(ロ))】</p>	
イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内	<p>イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p> <p>【重要度：高】 ②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 ②のアの業務は、農薬取締法改正に伴って、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査などが必要となつたことに加え、新規有効成分以外についても審査報告書の作成や、再評価の結果の審査が必要となり、新たな対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内（10.5 か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）</p> <p>ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができる期間）は、審査期間に含まないものとする。</p>	<p>イ 令和4年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から 784 件の審査指示があった。なお、現在審査中であり、進捗管理を適切に行っている。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず</p>	

<p>②のイの業務は、農薬の登録審査と同様の項目の審査と審査報告書の作成が必要であることに加え、アの基準値設定必要農薬の登録審査の報告件数を超える件数を農林水産省に報告するなどの対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。</p>				
<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。また、令和4年度に予定されているOECDによるGLP調査当局に対する現地評価に対応する。</p> <p>【重要度：高】 現地評価対応業務について、OECDはMAD※対象国のGLP制度及び調査実施能力が国際水準を満たしているかの現地評価を行っており、本業務はこのOECDによる日本での現地評価への対応である。OECDによる評価で国際水準と認められなければ、農薬GLP制度に従い作成された試験成績がMAD対象国間で受理されなくなることから、農薬に関する国際調和を進める上で重要度が高い。 ※：Mutual Acceptance of Data:データ相互受け入れ</p>	<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。また、令和4年度に予定されているOECDによるGLP調査当局に対する現地評価に対応する。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p> <p><主要な業務実績></p> <p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 令和4年度に消費・安全局長に報告した24件は全て調査終了後30業務日以内に結果を報告した。 【処理率100%（24/24）】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 GLP制度は、OECDによる現地評価を経て、GLP調査機関の調査実施能力が国際水準を満たしていると認められることで、作成された試験成績がMAD対象国間で受理されることとなる。 農水省3GLPに対する現地評価は、南アフリカとスペインの評価チームにより令和4年11月7日～11日の5日間で実施された。 5日間で3つのGLP調査機関が的確かつ効率的に評価を受けられるよう工夫する必要があったため、以下の取組を行った。</p> <p>① 農薬GLP（FAMIC農薬検査部）は、OECD GLP作業部会に参加しているほか、海外の現地評価にも評価チームとして参加している経験から、本現地評価への対応について農水省3GLP内で中心的な役割を果たした。具体的には、農水省3GLPを代表し、評価チーム及びOECD事務局の窓口として、要望等に関する確認と調整を行うとともに、作業スケジュールの作成、役割分担、作業の進捗管理、送付期限を踏まえた関係資料の準備、実行予算案の作成、GLP調査対象試験施設の選定、当日の対応方針案の作成と準備、これらに係る3GLP間での定期的な打合せを開催。</p> <p>② 現地評価ガイドラインに定められている期限（評価の3か月前）よりも前倒しとなる評価の4か月前までに評価チームに関係資料（現地評価書類及び法令通知文書の英訳版）を提供。また、評価チームの考え方と齟齬がないよう、現地評価スケジュールについてメールやWeb会議を通じて、評価チームの要望等を確認。</p> <p>③ 現地評価当日に使用する各GLP制度の概要を説明したプレゼンテーション資料及び試験施設のGLP調査に係る資料（試験施設の組織、施設、実施した試験等の概要を示した資料、調査職員の経歴、チェックリスト等）についても、前もって評価チームが内容を把握できるよう事前に評価チームに送付し、効率的に評価が行えるよう手配。</p> <p>④ 農水省3GLPそれぞれの評価については、効率的に実施するため、農薬GLPと動物用医薬品等GLPによる合同GLP調査とし、その際、GLP調査実績の少ない飼料添加物GLPの調査職員を農薬GLP調</p>	<p><評定と根拠> 評定：S 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、現地評価への適切な対応及び評価チームにより国際的な基準を満たしていると判断された。 さらに、農薬GLP（FAMIC農薬検査部）は、動物用医薬品検査所及びFAMIC肥飼料安全検査部との連携をはじめ、本現地評価の中心的役割を果たしており、現地評価の円滑な実施のために果たした役割は大きい。OECD GLP作業部会において評価チームから我が国の体系的な対応についての感謝の表明があったことも大いに評価できる。 また、第1回目の現地評価（2012年）において評価チームから受けた3GLPにおける更なる協力関係の構築に係る勧告への対応状況について、今回の外部評価において適切に評価を受けており、我が国のGLP調査機関としての国際的な評価の向上に大きく貢献した。 これらのことから、目標の水準を相当上回る成果が得られたと判断する。</p>	

			<p>査職員として参加させることで、飼料添加物 GLP 調査職員の調査能力を評価してもらうこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価チームへの説明・意見交換については、Web 会議システムを活用し、FAMIC 農薬検査部でまとめて実施することを評価チームに提案し了解。 <p>⑤ 現地評価チームの発言を迅速かつ的確に把握し、回答できるよう、科学技術の通訳に実績が豊富な業者に通訳を依頼。これらの取組の結果、現地評価は滞りなく完了し、評価チームより、農水省 3GLP の GLP 調査機関の設置状況及び GLP 調査方法は、OECD で要求されている基準に適合しているとの評価を受けた。</p> <p>⑥ なお、第1回目の現地評価（2012年）において、評価チームから農水省 3GLP における更なる協力関係の構築について勧告があり、「3GLP 間での GLP の連携に係る協定書」を策定したところ。今回、評価チームより、当該協定書の内容に基づき、農水省 3GLP 間で協力し、研修等により GLP 調査能力の維持・向上が図られていることが確認され、第 1 回目の現地評価での勧告に対しても、適切に対応している旨評価を受けた。</p> <p>この評価結果は、令和 5 年 3 月 12 日～14 日に開催された第 37 回 OECD GLP 作業部会において評価チームにより報告され、全会一致で承認された。また、本報告の際、評価チームより、当初、3GLP を評価することは困難と思われたが、日本が体系的に対応したことにより、円滑に現地評価を進めることができた旨感謝の意が表された。これにより、農水 3GLP のそれぞれの調査において適合とされた試験施設で作成された試験成績は国際的な信頼性が確保され、引き続き MAD の対象となった。</p>		
<p>④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内</p>	<p>④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内（立入検査結果の報告は 25 業務日以内、集取品の分析結果は 60 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数）</p> <p>ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 農薬取締法第 30 条第 1 項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、48 製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行つた。</p> <p>ア 48 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬 6 点の分析結果については、全て集取後 60 業務日以内に報告した。 【処理率 100% (54/54)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、農薬の登録審査に付帯する以下の業務に取り組む。このほか、必要に応じ農林水産省からの要請等を踏まえ、農林水産省と連携して積極的に対応する。</p> <p>ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、次の取組を行う。</p> <p>(イ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析</p> <p>(ロ) OECDによる新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論にに関しての、FAMICの技術的知見に基づいた支援</p> <p>【重要度：高】 ⑤のアの(イ)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務（法に明記された業務）であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。</p>	<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(イ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析</p> <p>(ロ) OECDによるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定、国際農薬分析法協議会における農薬の分析法の検討等の議論に向け、会議出席等を通じた技術的知見の提供</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。</p> <p>(イ) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。</p> <p>(ロ) OECDで検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 OECD GLP作業部会会合については、第36回及び第37回会合にそれぞれ職員2名を出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加した。 また、OECD生物農薬専門家会合(EBP)の第6回会合に職員2名、特別会合に職員6名、第7回会合に職員2名を出席させ、生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に参加した。 さらに、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(MPR)2022年会合に職員1名を出席させ、国際残留農薬基準の評価に関し、担当の農薬評価書を作成し議論に參加した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じてカンボジア農林水産省の傘下である国立農業研究所(NAL)から職員に対する残留農薬分析に関する技術指導者の派遣依頼があった。 現地への派遣期間は1ヶ月と短期間であること、NAL職員に残留農薬分析の経験が全くないこと、NALで使用できる分析機器や資材が限られていること等、多くの制約があった。さらに、NALがカンボジア国内において、信頼できる水準で残留農薬分析を実施できる機関になるには、既存の分析方法を実施できるだけでなく、分析の基本原理を理解し、適切な手順を自ら設定できる能力を強化する必要があった。 以上の課題を踏まえ、現地指導において次の取組を実施した。 ・NAL職員から実習の要望を聞くとともにスケジュール等について念入りなミーティングを実施 ・残留農薬分析の基礎理論を中心とした講義の実施 ・使用できる分析機器が1台のみであり、また、故障しても迅速に修理できない環境であるため、使用する溶媒は必ずフィル</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質の確保等に関する科学的知見やOECD等の国際会議への参加等を通じた農薬行政の国際調和に貢献するための技術的知見を提供了。また、JICAを通じてカンボジア国における職員に対する残留農薬分析に関する技術指導者の派遣依頼があり、FAMICの技術及び経験を活用した技術指導により同国の農薬行政の進展に貢献するとともに、将来的には国際会議の場において我が国が展開する主張に対する支持につながることも期待できることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
--	--	---------------------------------------	--	---	--

			<p>ターに通して清浄する、使用者を熟練度が高い者に限定するなど工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品等資材を無駄なく効率よく使用するため、残量を管理 ・技術実習、解析実習では、NAL 職員とディスカッションをして理解度を確認しながら実施 ・標準作業手順書(SOP)の元となる試験手順書や分析記録票の作成について指導 ・分析操作を録画して動画教材を作成 ・帰国後は、現地での活動報告の他、今後の NAL における課題をとりまとめ、JICA に提案。FAMIC が有する知見、技術及び経験を提供し、カンボジアにおける残留農薬分析の技術発展による、同国の農薬行政の進展に貢献。 		
<p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(イ) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討</p>	<p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(イ) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇結果報告</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>(イ) 農薬の使用に伴い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料 14 点について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告している。</p>	
<p>(イ) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討</p> <p>(ウ) 再評価の開始において、各種評価ガイドンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応</p> <p>【重要度：高】</p> <p>⑤のイの(ウ)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加で必要となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑</p>	<p>(イ) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討</p> <p>(ウ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイドンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(イ) 次の取組を実施した。</p> <p>① 天敵農薬に関しては、天敵農薬の登録申請において提出すべき資料案及び天敵農薬の評価ガイドンス案を精査し、農薬対策室に技術的知見を提供した。</p> <p>② 微生物農薬に関しては、微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて及び微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについての改正案を精査し、農薬対策室に技術的知見を提供した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(ウ) 次の取組を実施した。</p> <p>① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して事業者に対応した。</p> <p>② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和 3 年度から始まった再評価を円滑に進めるため、以下の審査ガイドンスについて、関係者の意見を聴きつつ農林水産省と連携して作成及び改訂を行い、令和 4 年度に公表した。</p> <p>○製剤の品質（新規）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、生物農薬の評価ガイドンス案等を精査し、審査の更なる充実に向けた検討のための技術的知見を提供していることに加え、再評価の開始において策定作業が継続中の審査ガイドンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供することができたと考えられ、目標の水準を満たしている。</p>	

			<p>○薬効・薬害（改訂） ○代謝及び残留（新規） ○環境中の動態及び土壤への残留（新規）</p>		
な再評価制度の運用に資することから、重要度が高い。					
<p>⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成 15 年 8 月 4 日付け 15 消安第 424 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から 40 業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。</p>	<p>⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成 15 年 8 月 4 日付け 15 消安第 424 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から 40 業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行う FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（40 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数） ただし、分析値が残留農薬基準の 50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析を FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析については、農林水産省から指示のあった 469 件全ての農産物について調査点検実施日から 40 業務日以内に農林水産省へ報告した。 (表 1-1-(2)-2 参照) 【処理率 100% (469/469)】 また、令和 4 年度調査対象作物の一つである茶の残留分析については、令和 3 年度に開発した LC-MS/MS による残留農薬一斉試験法により、実際に使用されていた 11 種類の農薬を同時に連続して定量することができ、それらの結果等を日本農薬学会シンポジウム及び農薬調査研究報告書を通じて分析機関等に広く周知した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を 6 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかにわるる課題を 6 課題以上選定し、実施する。 (ア) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (イ) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (ウ) 残留農薬の分析に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年 1 回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について 7 課題を実施した。その成果について外部有識者からなる委員会（令和 5 年 2 月 27 日開催）において、調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。 また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ、希望のあった関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（令和 4 年 11 月 8 日）で、成果の普及に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式3－1－4－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－1－(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ③のイ 安全性確保に関する検査等業務 ⑤のア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (3/3)	実績なし	100% (1/1)		
② 立入検査等業務（立入検査に係る結果報告）	立入検査報告：25業務日以内 試験結果報告：15業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	飼料等 100% (543/543) 立入検査：100% (244/244) 試験結果報告： 100% (299/299(うち地方農政局等への報告 37/37)) 愛玩動物用飼料 100% (165/165) 立入検査：100% (60/60) 試験結果報告： 100% (105/105)	飼料等 98% (557/569) 立入検査：98% (275/280) 試験結果報告： 98% (282/289(うち地方農政局等への報告 47/47)) 愛玩動物用飼料 100% (171/171) 立入検査：100% (61/61) 試験結果報告： 100% (110/110)	飼料等 100% (596/596) 立入検査：100% (304/304) 試験結果報告： 100% (292/292(うち地方農政局等への報告 52/52)) 愛玩動物用飼料 100% (172/172) 立入検査：100% (65/65) 試験結果報告： 100% (107/107)		
② 立入検査業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100% (79/79)	100% (63/63)	100% (97/97)		
③ア 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査及び薬剤耐性菌のモニタリング調査）	検査等実施率	100%（達成件数/要請件数）	妥当性調査： 100% (2/2) 薬剤耐性菌： 100% (2/2)	妥当性調査： 100% (3/3) 薬剤耐性菌： 100% (3/3)	妥当性調査： 100% (5/5) 薬剤耐性菌： 100% (2/2)		
③イ 安全性確保に関する検査等業務			—	100% (1/1)	飼料等の検査 100% (1/1)		
③ウ 安全性確保に関する検査等業務（適合性の維持）	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025への適合性の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持		
④ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	100% (133/133)	100% (68/68)	100% (101/101)		

⑤ア(イ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(抗生物質QMPガイドライン及びQMPガイドライン適合確認申請検査)	50業務日以内	100%(実施件数/申請等件数)	100% (143/143)	100% (151/151)	100% (166/166)			
⑤ア(ロ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認)	実施率							
⑤ア(リ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(特定飼料等製造業者50業務日以内)								
規格設定飼料製造業者40業務日以内								
⑤ア(ヰ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(輸出證明検査)	実施率		100% (28/28)					
⑤ア(ヰ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(エコフィード及びICオイル検査)	実施率							
⑤イ(ガ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(飼料製造管理者認定講習会、QMPガイドライン研修)	講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況	—	2回開催		顧客満足度(飼料製造管理者認定講習会): 4.3 顧客満足度(QMPガイドライン研修): 4.3 2回開催			
⑤イ(ロ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)			飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関: 32件 登録検定機関: 2件 地方農政局: 1件	2回開催 飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関: 203件 登録検定機関: 0件 地方農政局: 5件	飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関: 194件 登録検定機関: 2件 地方農政局: 2件			
⑥国際関係業務	飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	—	4回+1回	4回+17件	4回+8件			
⑦調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	9課題	10課題	8課題			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 また、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○飼料及び飼料添加物関係業務の中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目1(項目)×3点(A) + 小項目9(項目)×2点(B) = 21点 B : 基準点(20)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(21) < 基準点(20)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。		評定 <評定に至った理由>
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあつた調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> △実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 対EU向けモニタリング検査においてと畜処理された肉用牛の尿サンプルから、かび毒であるゼアラレノン代謝物のタレラノールが検出された事案について、当該農場の保管飼料に係るゼアラレノン分析を緊急要請され、その結果を農林水産省に報告した。 【実施率100%（1/1）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	
② 立入検査等業務 ア 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 (イ) 飼料の安全性の確保を図るために、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。	② 立入検査等業務 ア 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海绵状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 (イ) 飼料の安全性の確保を図るために、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。	<定量的指標> △立入検査に係る結果報告標準処理期間内（立入検査終了後25業務日以内、収去品の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	<主要な業務実績> ② 立入検査等業務 ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査304件中304件について、立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品292件中292件（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の試験結果について、試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。 (表1-1-(3)-1参照) 【処理率100%（立入検査304/304、試験結果（大臣あて240/240、地方農政局等の長あて52/52）】 (イ) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を294件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	

		<p>なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p>術的指導を行った。</p> <p>また、食品循環資源を利用した飼料等の加熱等の製造基準や成分規格が令和3年4月から義務化されたことを踏まえ、食品循環資源を利用した飼料等の製造事業場のうち、非加熱の肉を含む原料を取り扱う等のリスクの高い事業場への立入検査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。製造基準への不適合が認められた1事業場に対し技術的指導を行い、原因究明及び改善対策の検討結果を農林水産省に報告した。</p>		
(イ) 牛海绵状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16 消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施する。		<p><定量的指標></p> <p>◇大臣確認検査実施率：100%（処理件数/申請受付件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(イ) 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適合を確認し、農林水産大臣に報告した。</p> <p>【実施率100% (97/97(うち立入検査を伴うもの10))】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。	イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<p><定量的指標></p> <p>◇立入検査に係る結果報告標準処理期間内（立入検査終了後25業務日以内、収去品の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数） (※②ア(ア)と指標統合)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査65件について立入検査終了後25業務日以内に、同条の規定に基づく集取品107件（ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。）の試験結果について試験が終了した日から15業務日以内に、農林水産大臣に報告した。 なお、基準・規格等に抵触する事例等はなかった。</p> <p>【処理率100% (172/172)】</p>	<p>②のアの記載と同じ</p>	
③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保	③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保	<p><定量的指標></p> <p>◇検査等実施率：100%（達成件数/要請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：基準・規格等の妥当性調査並びに農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及</p>	

<p>に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。</p> <p>また、家畜用抗生物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等を、農林水産省の要請に応じて実施する。</p> <p>イ 農林水産省が策定する「令和4年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。</p> <p>また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。</p> <p>なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>③のイの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアセスメントを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。</p>	<p>に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、農林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。</p> <p>また、家畜用抗生物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p> <p>イ 農林水産省が策定する「令和4年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。</p> <p>また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。</p> <p>なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p>	<p>ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィターゼ 2 品目、アミラーゼ及びナラシン・ナイカルバジン合剤の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 ・ビタミン D 定量法の有害な試薬を用いない代替試験法設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 <p>以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。</p> <p>また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に実施した。</p> <p>(腸球菌（菌株）の引継ぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 ・令和 4 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 <p>(妥当性確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、試験を実施し、結果を農林水産省に報告した。 <p>イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ 794 点のサンプルについて実施した。 (表 1-1-(3)-2 参照)</p> <p>【実施率 100% (8/8(7(ア)+1(イ)))】</p> <p>モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応のため立入検査が制限されたことを受け、事業者に対しサンプリング方法を指導した上で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステム（令和 2 年度に導入）について、提供業者を拡大し、延べ 192 点のサンプルを確保した。</p>	<p>び妥当性確認の実施率は 100% であり、また、飼料のモニタリング検査の実施率は 100% であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応が求められる中で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムについて提供業者を拡大するなど計画における所期の目標を達成している。</p>
--	---	--	---

<p>ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法）について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p>	<p>ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得した ISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法）について、ISO/IEC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p>	<p>◇定性的指標> ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出試験）について一般要求事項への対応を適切に行い、試験の信頼性を確保するために、担当職員を対象に審査・監査に関する研修を受講（6名）させるとともに、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員の力量管理を行った。</p> <p>また、更新審査（令和 4 年 9 月 27 日～28 日）までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関による更新審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持しており、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>④ 検定等関係業務</p> <p>飼料安全法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から 20 業務日以内に終了する。</p>	<p>④ 検定等関係業務</p> <p>飼料安全法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から 20 業務日以内に処理する。</p>	<p>◇定量的指標> ◇標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請 101 件について受理した日から 20 業務日以内に全て処理を行った。</p> <p>なお、飼料に係る申請はなかった。</p> <p>【処理率 100%（101/101）】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>特定添加物の検定試験において、申請品が不合格となる事案が 7 年ぶりに発生した。不合格に対し申請者が納得せず、原因究明より再検定請求や追加ロットの申請を優先し矢継ぎ早に申請したため、①試験の更なる確実性担保、②不合格確定後の申請者からの再検定請求への対応及び③別ロット品による検定申請・再検定請求への対応が必要となったため、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験結果の更なる確実性担保として、複数の試験者や試験室による確認分析。過去の検定合格品を同時に分析した場合に同じ結果が得られるかを実施し、いずれも結果にも齟齬がないことを確認した。 ・申請者からの短期間での不合格品の再検定請求、追加ロットでの新たな検定申請などの増大する検定業務を確実かつ迅速に対応するため、事前のスケジュール調整を行って時間的ロスを抑えた。 ・年末年始、コロナ陽性者の発生などによる業務対応上の困難に対し、他の業務を部門で調整し、実施体制を確保し、すべて標準処理期間内に処理した。 <p>また、上記取り組みを行いつつ、原因究明として申請者への的確な助言・指導を行った結果、製造時の製剤への安定剤の添加ミスを確認した。これらの取組の結果、品質不良製品を確実に検出して市場への流通を防止するとともに、原因を踏まえた新たなロット品の申請にも迅速かつ確実に対応し、当該製剤の欠品の回避と安定供給に貢献した。また、原因究明により、申請者の業務改善及び再発防止に寄与し、当該特定添加物の品質向上に貢献した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成しており、また、検定不合格品の発生時には、試験結果を確実に担保しつつ、追加ロットによる短期間での検定申請に迅速に対応して欠品を回避し、すべて標準処理期間内の処理を実施するなど、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
<p>⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全</p>	<p>⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全</p>	<p>◇定量的指標> ◇実施率:100%（実施件数/申請等件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率及び輸出飼料・エコフィードに関する製造状況の確認の業者か</p>	

<p>確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。</p> <p>(イ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適合の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。</p> <p>(ロ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適合を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(ハ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査について</p>	<p>確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。</p> <p>(イ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適合の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を行っており、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適合を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(ロ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適合を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(ハ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査に</p>	<p>ア 次の申請等に対する検査等を実施した。</p> <p>(イ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン」(以下「GMPガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適合の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請107件(抗菌剤GMPガイドライン4件、GMPガイドライン103件)について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場をホームページに公表した。</p> <p>(ロ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場33箇所からの申請に応じ製造基準等への適合の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場33箇所をホームページに公表した。</p> <p>(ハ) 特定飼料等製造業者の変更に係る申請1件について、業務の進捗管理を適切に行い、50業務日以内に調査を終了した。 なお、規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。</p>	<p>らの依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
---	--	---	--

<p>は、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p> <p>(イ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫證明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。</p> <p>(カ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を実施し、製造基準等への適合性を確認する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>⑤のアの業務は、事業者によるGMP及びHACCPに基づく製造工程管理により食品の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者へのGMP導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に資する。また、輸出用飼料等に係る調査は国が促進する輸出拡大に寄与することから、重要度が高い。</p>	<p>については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p> <p>(イ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫證明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。</p> <p>(カ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて製造基準等への適合性を確認する。</p>		<p>(エ) 農林水産省からの依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続き規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく検査を9件、飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫證明書発行等のための検査を15件実施した。</p>	
<p>イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。</p>	<p>イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。</p> <p>講習会及び研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、講義の内容や運営方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p>	<p><定量及び定性的指標></p> <p>◇講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：飼料等関係事業者を対象に開催する講習会及び研修並びに都道府県飼料検査指導機関への技術的助言及び登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施するとともに、講習会及び研修会の顧客満足度は3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>(イ) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。</p> <p>また、飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を開催する。</p> <p>飼料製造管理者認定講習会及びGMPガイドラインに記載された研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p> <p>(ロ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力をを行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。</p>	<p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p> <p>(イ) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。</p> <p>(ロ) 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を開催する。また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p> <p>(ハ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力をを行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。</p>	<p>(イ) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を開催(参加者58名)し、顧客満足度は4.3であった。</p> <p>(ロ) 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を昨年度に引き続きe-ラーニング(参加者841名)で開催し、顧客満足度は4.3であった。</p> <p>さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を6回実施した。</p> <p>(ハ) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力を行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等(161試験室)及び都道府県飼料検査指導機関(33機関)に対し技術的助言を行つた。また、登録検定機関5機関(6事業所)については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認し、不満足な結果となつた2事業所に対して技術的指導を行つた。以上の対応について、農林水産省に報告した。</p>	
--	--	---	--	--

	<p>そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等が行う登録検定機関に対する指導等について技術的な部分に係る助言を行う。</p>	<p>そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等に対する技術的な部分に係る助言を行う。</p>	<p>そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関2機関(2事業所)への立入検査又は調査に同行して助言を行つた。</p>			
	<p>ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。</p>	<p>ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対し GMP・HACCP 等に関する研修を 9 回、延べ35名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。</p>				
⑥ 國際關係業務	<p>動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ提出する。</p> <p>また、国際標準化機構(ISO)の動物用飼料分科委員会(TC34/SC10)の国内審議団体として、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>⑥ 國際關係業務</p> <p>ア　動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>(イ) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ提出する。</p> <p>(ロ) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受け入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p> <p>イ　国際標準化機構(ISO)の動物用飼料分科委員会(TC34/SC10)の国内審議団体として、外部有識者からなる委員会を設置し、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ ア　国際獣疫事務局(WOAH(2022年6月にOIEからWOAHに略称変更))のコラボレーティング・センター(WOAH-CC)として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行つた。</p> <p>(ア) 飼料研究報告の要旨(9月)及び令和3年度特定添加物検定結果(3月)について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した(計2回)。</p> <p>(イ) 2022年の活動に関する報告書を作成し、WOAH本部に提出した。</p> <p>(ロ) WOAHアジア太平洋地域事務所と共にFAMIC Virtual Training on Pesticides in Feed(2月1日)をオンラインで開催した。また、当該トレーニングを開催するにあたり、ラボネットワーク参加国へ分析する農薬についてのアンケートを実施した。</p> <p>イ　国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構(ISO)の動物用飼料分科委員会(TC34/SC10)の国内審議団体として、以下のとおり国際標準作成に関する活動を行つた。</p> <p>①　国際規格策定案件に対応するため、外部有識者からなる国内対策委員会を設置し、国内の意見集約を実施した。</p> <p>②　ISOにおいて改正が検討された規格について、8規格のプロジェクトに参画し、ISOの規格改正に貢献した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等、国際標準化機構(ISO)の動物用飼料分科委員会(TC34/SC10)の国内審議団体として国際標準作成に関する活動及びオンラインによる飼料安全の技術研修を実施しており、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を8課題以上実施する。</p> <p>これらの課題については、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を8課題以上実施し、その結果を報告する。</p> <p>これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等(7課題)に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保上必要な課題については、1課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会(令和5年3月2日開催)において評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>調査研究業務で得られた成果を公表するために、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和4年9月30日)するとともに公開調査研究発表会(令和4年11月8日)で成果の普及に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：農林水産省から要請されたものを含め、計画した課題に全て取り組み、外部有識者による評価(複数年計画の5課題を除く)はA評価3課題であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
--	---	---------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

様式3－1－4－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－2－(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号 食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務	関連する政策評価・行政事業 レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	100% (1/1)	実績なし			予算額(千円)	1,504,078	1,464,993	1,437,523		
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	100% (23/23)	100% (26/26)	100% (27/27)			決算額(千円)	1,424,798	1,414,041	1,353,184		
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100% (3/3)	100% (2/2)	100% (14/14)			経常費用(千円)	1,397,202	1,390,462	1,367,944		
③ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査の実施率	100%（実施件数/2,400件）	2,489件	2,502件	2,643件			経常利益(千円)	86,673	51,732	103,267		
④ 食品表示 110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数/情報提供）	100% (12/12)	100% (19/19)	100% (24/24)			行政コスト(千円)	1,406,655	1,400,443	1,377,920		
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	13課題	13課題	13課題			行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—		
								従事人員数	136	136	133		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、令和4年3月31日で経過措置期間が終了し、全ての加工食品に義務化された原料原産地表示に対応するため、新たな品目の产地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品表示の監視に関する業務 中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目1（項目）×3点（A）+ 小項目4（項目）×2点（B）=11点 B：基準点(10)×9/10≤各小項目の合計点(11)<基準点(10)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 新型コロナウイルス感染拡大やヘリウムガス供給不足等により、食品関連事業者が販売する食品の買上げ、科学的検査等の一部に影響を受けたが、指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成した。加えて、あさりについて、農林水産省及び県からの検査要請に対して検査結果等の提供し、事実と異なる产地を表示していた事業者への不適正表示に対する改善指示への寄与等により、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に貢献した。		評定 <評定に至った理由>
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に對応すべき課題が生じた場合は、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	<定量的指標> △実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	
② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> △標準処理期間内（3業務日以内）の報告処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	<主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり実施した。 なお、立入検査で入手した試料の検査結果に関する報告書に誤った画像を掲載したことが判明したことから、再発防止のため内部規程を改正し、確認の徹底を図った。 ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を27件（54事業所・延べ112回）実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（27/27）】 立入検査等で入手した試料の科学的検査を45件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	

<p>【重要度：高】 ②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>				
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）</p>	<p><主要な業務実績> イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。このうち、9件（58事業所・延べ58回）については、加工食品の製造工程に関する知見を蓄積し、今後の立入検査等に役立てるため、農林水産省と連携した任意調査を実施した。 また、都道府県からの要請による協力調査5件（14事業所・延べ23回）を行った。 【処理率100%（14/14）】 なお、協力調査時に入手した試料について、都道府県等からの要請に基づき、科学的検査を11件実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省関係部局と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。 過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものを重点化し、次の検査を行う。</p> <p>(イ) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下とおり実施する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高い品目に重点化し、次の検査を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大、検査に不可欠なヘリウムガスの供給不足等により、当初予定していた食品関連事業者が販売する食品の買上げや科学的検査の一部が実施困難となつたため、農林水産省関係部局と調整し、検査品目の一部を変更した。</p> <p>(イ) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつ細かく行い、2,643件の検査を実施した。 なお、モニタリング検査で買上げた生鮮スルメイカの原産地表示及び湯通し塩蔵わかめの原料原産地表示に疑義</p>	<p><定量的指標> ◇原産地表示検査の実施率：100%（実施件数/2,400件）</p>	<p><主要な業務実績> ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を5,822件実施した。（2,643件（原産地表示に関する検査）+254件（遺伝子組換え表示に関する検査）+2,925件（品種判別その他の検査）=5,822件）。 なお、検査の結果、疑義が認められた115件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：新型コロナウイルス感染拡大やヘリウムガス供給不足等により買上げ、科学的検査等の一部に影響を受けたが、原産地表示に関する検査は所期の予定期数を上回った。 特に、農林水産省及び県からのあさりの産地判別に関する検査要請に対し速やかに検査結果を提供することで、事業者に対する不適正表示の改善指示につながったことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

差が大きい、あさり、うなぎ加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420件以上の検査を実施する。

また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。

(イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、250件以上実施する。

なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取り組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。

イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。

ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。

があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく不適正表示の改善指示につながった。

(表1-2-(1)-1参照)

【実施率：110%（2,643/2,400）】

(イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。

これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計254件実施した。

なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

イ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、生鮮食品221件、加工食品100件、合計321件について同省と連携して実施した。

分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を69件に対して行った。

ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて236件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。

			<p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>農林水産省の「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」で、熊本県産と表示されたあさりに外国産あさりが混入している疑いがあるとの結果が公表され、熊本県だけでなく全国のあさり産地の信頼を大きく揺るがす社会的な反響が広がった。このような中、農林水産省等はいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化等産地表示適正化のための対策を講じ、その効果を測るために検査をFAMICに要請した。この要請に対し、計画済みの検査スケジュールを変更したほか、検査を行う横浜事務所に本部から職員を派遣し検査体制を強化することにより、短期間に30件の産地判別分析を実施した。このほかにも、農林水産省から要請された食品表示110番情報に基づく産地判別分析を2件、県・警察から要請された産地判別分析を28件実施した。また、前年度実施した熊本県に対するあさり分析検査の技術移転に関し、県の要請に基づき技術的助言を実施した。</p> <p>FAMICの科学的検査を端緒として、国、県等で14業者の不適正表示の改善指導につながった。FAMICの産地判別技術による監視業務の支援により、あさりの産地表示の適正化の推進に貢献した。</p>	
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (回付件数/情報提供)	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報 24件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率 100% (24/24)】</p> <p>また、農林水産省からの食品表示110番に係る分析依頼について、科学的検査を21件実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び判別技術の開発・改良に関する調査研究を13課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び判別技術の開発・改良に関する調査研究を13課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年1回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、13課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和5年3月9日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。課題ごとの評価はA評価3課題、B評価10課題であった。（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>調査研究業務の進行に当たっては、農林水産省や関係課との調整や外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、関係課を交えた内部検討会を複数回開催し、計画作成、進捗管理を行い効率的に実施した。</p> <p>調査研究業務で得られた成果について、公開調査研究発表会（令和4年11月8日対面・オンライン併用）を開催して発表するとともに、研究成果を「食品関係調査研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和5年3月28日）する等、成果の普及に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については、目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員会から適切に実施されたとの評価を受けており、計画における所期の目標を達成している。</p>

4. その他参考情報

様式3－1－4－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－2－(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② JASの制定等に係る業務 ⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	100% (1/1)		
② JASの制定等に係る業務(JASの確認等に関する原案作成)	原案作成件数	10件	100% (3/3)	180% (18/10)	470% (47/10)		
③ JASの制定等に係る業務(日本産品の優位性の発揮につながる原案(団体等の提案に係るサポート件数含む。))			13件				
③ 国際規格に係る業務(国内委員会等開催数)	国際標準化活動の実施	—	国内委員会を1回開催、国際規格プロジェクト41件に参画（うち発行済は19規格）	国内委員会を3回開催、国際規格プロジェクト26件に参画（うち発行済は10規格）	国内委員会を2回開催、国際規格プロジェクト33件に参画（うち発行済は10規格）		
③ 国際規格に係る業務(参画しているプロジェクト数)			20回				
③ 国際規格に係る業務(ISO会議への対応回数)							
④ ア 登録認証機関等及び登録認証業者等に対する調査等の業務(登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査)	5業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	新規：100% (2/2) 更新：100% (4/4) 新規：実績なし 更新：実績なし	新規：100% (2/2) 更新：100% (51/51) 新規：100% (1/1) 更新：実績なし	新規：100% (6/6) 更新：100% (36/36) 新規：実績なし 更新：実績なし		
④ イ 登録認証機関等及び登録認証業者等に対する調査等の業務(登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査)							
⑤ ア JAS法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等)	3業務日又は30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/検査終了件数）	100% (68/68) 100% (8/8)	100% (78/78) 100% (11/11)	100% (77/77) 100% (12/12)		
⑤ イ JAS法に基づく立入検査等業務(登録外国認証機関等)	5業務日以内						
⑤ ウ JAS法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等の技術能力確認調査)	調査実施率	100%（実施件数/計画件数）	100% (460/460) 実績なし	100% (431/431) 実績なし	100% (419/419) 実績なし		
⑤ エ JAS法に基づく立入検査等業務(行政部局要請検査)							

⑥ 認定制度に基づく認定業務(認証機関又は試験業者の申請に応じて審査)	調査実施率	100%(審査件数/申請受理件数。申請中の案件を除く。)	100% (4/4)	100% (6/6)	100% (6/6)				
⑥ 認定制度に基づく認定業務(国際相互承認に向けた取組)	国際相互承認に向けた取組	一	国際相互認証申請に必要な認定実績を確保し、APACの準会員となつた。	製品認証分野 (ISO/IEC 17065)において、APACへ国際相互承認の申請手続きを行った。	製品認証分野 (ISO/IEC 17065)において、APAC国際相互承認審査を受審した。				
⑦ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務（認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力業務）	実施率	100%（実施件数/要請件数）			100% (1/1)				
⑦イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務（登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新申請調査）	調査実施率	100%（調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。）	100% (5/5)	100% (2/2)	100% (1/1)				
⑦ウ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務（登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者と関係のある事業者に対する立入検査）	検査実施率	100%（検査報告件数/農林水産大臣が指示した検査件数。検査中の案件を除く。）	実績なし	100% (6/6)	100% (14/14)				
⑦エ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務（行政部局の要請による調査）			実績なし	実績なし	実績なし				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 JIS法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおりJISの制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JISに係る検査等業務を行う。 また、JISの活用が図られるようJIS制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。 さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力をを行うとともに、登録発行機関及び登録認証機関の登録に係る調査等業務を行う。	(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格（以下「JIS」という。）の制定等、JIS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JISに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力をを行うとともに、登録発行機関及び登録認証機関の登録に係る調査等業務を行う。	<定量的指標> ○農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A 根拠：◇小項目1（項目）×4点（S）+小項目3（項目）×3点（A）+ 小項目7（項目）×2点（B）=27点 A：基準点(22)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(27) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>農林水産省からの「中国 JAS 合板事業者の JAS 認証停止に係る調査の協力依頼について（要請）」に基づき、調査等を適切かつ確実に行い、不正に出荷された原因等を特定した。また、我が国の強みのアピールにつながるJASの原案作成について、予定件数(10件)を大きく上回る47件を実施した。令和4年度 JAS 法改正により、有機酒類が JAS の制定対象となったことを踏まえ、改正法の施行日（令和4年10月1日）以降、登録認証機関等が有機酒類に係る事業者の JAS 認証を円滑かつ速やかに行えるように、農林水産省や国税庁と協力し、新規又は既存の登録認証機関が行う申請手続等が複雑にならないよう、省庁を超えて複数回打ち合わせを実施し検討するとともに、「有機酒類に係る認証を行う登録認証機関の審査の手引き」の作成等、迅速かつ適切に対応した。農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務について、製品認証分野（ISO/IEC 17065）における各国認定機関との相互承認締結に向けアジア太平洋地域認定協力機構（APAC）の承認審査を受審し、APAC 評価チームからは承認を推薦する旨の評価結果を得た。さらに、FAMIC の知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、JAS の海外への浸透・定着に向け ASEAN 諸国との関係強化や国際規格化に向けた各国との協力体制構築の推進、有機同等地の承認を行うために必要な調査の実施、林産物 JAS に係る接着剤同等性能確認により、日本産品の輸出拡大等に貢献した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<p><主要な業務実績></p> <p>① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100%（1/1）】 「中国 JAS 合板事業者の JAS 認証停止に係る調査の協力依頼について（要請）」について対応を行った。</p> <p>【特筆事項等について（緊急対応の必要性等）】 中国江蘇省にある構造用合板等に係る JAS 認証事業者（ベンペン・マオ・ニューマテリアル）が製造した JAS 基準に必要な格付検査を実施していないかった製品に JAS マークを付して日本に輸出されたこと（以下「無格付品」という。）を受け、農林水産省（新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室）からの要請のもと、以下について実施し、基準認証室へ報告した。 (1) 流通実態の把握 流通実態の把握については、輸入業者十数社に対するオンライン説明会を通じて輸入業者の窓口を設定し、流通量、在庫量、保管場所、納品先と納品数量等の報告を FAMIC が受け対応した。その際、本部だけでは迅速に整理することが困難</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A 根拠：農林水産省からの要請に対する実施率は100%である。 さらに、農林水産省担当部と調整し、当該工場が製造した JAS 無格付品に JAS マークを付した製品の国内での流通品の流通実態調査、製品検査を迅速に行うとともに、当該登録外国認証機関への臨時調査及び当該事業者への任意調査を行い、当該製品の流通実態や製品性能、認証業務の問題点や格付業務の適切性等を確認した結果、JAS 制度の運用</p>	

			<p>であったため、各地域センターと協力体制を構築し、国内における無格付品の出荷先や出荷量等を短期間でおおむね特定することができた。</p> <p>(2) 製品性能の把握</p> <p>製品性能については、事案の性質上可及的速やかに対応する必要があったことから、以下の対応を行った。</p> <p>① 無格付品については、上述の説明会後にJAS表示の抹消を指示する必要があり、また、輸入業者によっては廃棄してしまう恐れがあったことから、速やかに買い上げを行う必要があった。しかし、品目（厚さ）だけでなく、製造月が異なる製品を調達する必要があり、さらに、輸入者によっては保管する倉庫が各地（港湾）に点在するなどの状況であった。このため、短時間で本部及び各地域センターの職員が最寄りの販売店等へ出向き、無格付品の厚さごとの数量、製造時期（入荷時期）、パッケージ（1梱包当たりの枚数、梱包資材の表示内容等）等の在庫品の状況を確認しつつサンプリングを行った。なお、サンプリングの際には、販売店等の在庫状況を確認後、本部と調整し、検査対象とする厚さ及び抜き取り枚数を決定した。</p> <p>② 無格付品の検査については、検査担当センター（本部及び神戸センター）職員だけでは迅速な検査が困難であった。さらに、本部では原因究明に関する業務への対応も必要であったことから、検査担当センター以外の職員を検査担当センターに派遣するとともに、効率的な検査実施のため、集約化して対応する必要がある試験については、試験片を神戸センターに輸送し、JAS等に基づく製品検査を実施したこと、無格付品の性能を迅速かつ短期間で把握することができた。</p> <p>(3) 認証業務の把握</p> <p>本事案は当該事業者による品質管理記録の提出がなかったことを発端とする事案であるが、登録外国認証機関であるムトウアグンルスクリ株式会社についても、当該事業者に対する認証から格付業務等の停止請求までの認証業務が適正に実施されているかを確認する必要があったことから、インドネシア現地で調査を実施した。一方で、当該事業者への任意調査（立会調査）については、中国における新型コロナウィルス感染症の水際対策の一環として出入国時の隔離期間が長期間（それぞれ約1週間）となるため、遠隔（リモート）での実施となった。特に当該事業者への調査については、スマートフォンを活用しリアルタイムで当該製品の製造実態や格付の状況等を的確に把握することで、当該事業者及びムトウアグンルスクリ（株）から事前に入手した資料や製品検査時の在庫品の状況等の記録を有効活用し調査したことも手伝い、認証業務の状況やJAS無格付にJASマークが付されて出荷された原因等が特定できた。</p>	<p>における不適切な事項等が明らかとなり、今後のJAS制度の適正な運用の検討に資することができたことから事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
② JASの制定等に係る業務 JASの制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを	② JASの制定等に係る業務 ア JASの制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを	<定量的指標> ◇我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案及び既存	<主要な業務実績> ② JASの制定等に係る業務 ア 我が国の強みのアピールにつながる新たなJASの原案作成について、Web会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施できる体制を構築し、効率的かつ効果	<評定と根拠> 評定：S 根拠：新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案作成件数の達成率は

<p>探し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。</p>	<p>ズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。</p>	<p>規格見直しによる原案の作成件数（団体等の提案に係るサポート件数を含む）：10件</p>	<p>的な検討を可能とした。また、JAS制度等説明会や広報誌、Web発信、論文投稿など多様な媒体を用いて、農林水産・食品分野の標準化の意義やビジネスツールとしてのJASの活用について啓発した。</p>	<p>470 %である。自ら検討した原案申出6件に加えて、民間提案に対して41件の規格検討のサポートを実施し、規格提案者側の他律的な要因で規格策定が進まない案件が多い中、我が国の強みのアピールにつながる多数のJAS原案の検討を進めている。このことは、農林水産省による4規格制定につながっており、農林水産・食品分野における標準化の推進に大きく貢献するとともに、政府の成長戦略実行計画、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等、政府の各施策推進に貢献するものである。</p>
			<p>これにより、事業者団体等におけるJAS制定への期待が醸成され、FAMICに対するJAS化検討のサポート依頼も増加した結果、新たな規格10件（全てサポート）、既存規格の見直し37件（うち、サポート31件）について、原案作成の検討又はサポートを実施した。また、国税庁による有機加工食品JAS（有機酒類に係る部分）の改正案の検討に当たって、規格原案検討、国際規格動向、適合性評価、残留農薬分析などの知見を提供した。</p> <p>申出に加えて、日本農林規格調査会（JAS調査会）の審議のための想定問及び関連する告示案の作成並びにJAS調査会での規格案説明及び質疑応答への対応等、規格案可決までのフォローアップを的確に行った。</p> <p>【処理率470%：規格（47/10）】</p>	
<p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JASの確認等を行う。</p> <p>さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JASの制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等JAS制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たなJASの原案作成等に活用する。</p> <p>加えて、JAS制度、新たに制定されたJAS等について、事業者等</p>	<p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。</p> <p>イ 国際規格や技術の動向等を含め、JASの制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等JAS制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たなJASの原案作成等に活用する。</p> <p>ウ JAS制度、新たに制定されたJAS等について、国内外へ</p>		<p>イ 事業者団体等による創意工夫を生かしたJASの活用が図られるよう、新たなJASの提案促進のための説明会等を実施した。</p> <p>説明会では、Web会議システムを活用し、制定したJASに係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS提案の事例紹介、JAS認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。展示会では、幅広い事業者に対する普及のため、JAS申出につながるコンテンツを出し、JAS提案など来場者のJASの活用意識の醸成を図った。</p> <p>また、試験方法JASの2規格の性能確認結果を論文化することで、学術界や関係業界にJASの試験方法を広報するとともに、試験方法確立までの検討過程や共同試験の詳細な情報を規格利用者に提供することで、当該JASへの理解促進、利便性向上及び信頼性向上を図った。</p> <p>さらに、FAMICホームページ及び動画投稿サイトに標準化やJAS申出に関する動画、試験方法等規格解説動画を掲載した。併せて、海外でのJASの普及・展開を促すため精米や機能性成分定量など6規格の英文翻訳をホームページに掲載するとともに、ASEAN人材育成プロジェクトの食品分析講座においては、令和3年度までは年間1~3か国程度であった開催について、令和4年度は6か国への大幅な拡大の要望があり、これらに全て対応することとし、ASEAN地域の学生、政府・企業関係者に対して試験方法JASを普及するための講義を行った。講義では各国の興味分野や要望に応じて教材を最適化することでJASへの興味の増加とともに理解が向上したというアンケート結果が得られ、人材育成に大きく貢献した。このように相手国の充足度が高い講義を継続的に実施したことから、その協力と貢献に対してASEANより感謝状を授与された。</p> <p>また、ラオスで開催されたフードバリューチェーン講座においても、有機JAS認証に係る講義を行った。</p> <p>ウ 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機JAS認証制度との同等性（有機同等性）承認を得るための二国間交渉を検</p>	

<p>に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>規格・認証は、商取引を効率化・円滑化するツールとして、サプライヤーは品質管理基準として、バイヤーは調達基準として活用され、特に、海外取引では、価値観・文化・商習慣が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を担保していることから、農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に向けて、事業者や产地からの提案により、我が国の強みのアピールにつながる多様なJASの制定が重要である。</p> <p>②の業務は、上記の実現に主要な役割を果たすことから、重要度が高い。</p>	<p>の普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。</p>		<p>討している輸出先国（地域を含む。）に関して、当該国の有機制度の調査及び有機 JAS 制度との相違点の調査等を継続して実施した。</p> <p>エ 年度目標で指示された業務のほか、JAS 制度の運営に貢献するため、令和 2 年に創設した林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームにおいて、令和 4 年度は、10 件の接着剤について同等の性能の確認結果を公表した。</p>	
<p>③ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>③ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34（うち WG20、WG25 等の作業グループに係る活動））及び傘下の分科委員会（TC34/SC12、TC34/SC16、TC34/SC17）、並びに合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>ア 必要に応じて外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。</p> <p>イ 国際会議への規格の提案に必要となる研究機関や民間の</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇国際標準化活動の実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会（TC165）に出席した。</p> <p>また、ISO スマート農業 SAG について、事務担当として、関係する TC 等への情報提供及び国内報告会の運営に協力した。</p> <p>ア 関係する TC、SC における国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、メール等により、JAS を踏まえた国際規格への提案も見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。国際会議への参加等に当たり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、食品専門委員会（TC34）及び分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）をそれぞれ 1 回ずつ合計 2 回開催した。</p> <p>また、これらの取組の中で ISO において新規策定又は改正が検討されていた規格について、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等 33 規格のプロジェクトに参画し、そのうち 10 規格が発行される等、ISO の規格策定及び改正に貢献した。</p> <p>イ 「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の有</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え、JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施した。</p> <p>これらの活動を通じて、国際化対応力は一段と向上しており、目標を上回る成果と認められる。</p>

	<p>有識者と上記アの委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本 product を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>また、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本 product を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。</p>	<p>ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。</p>	<p>有識者グループ会合に規格開発責任者として参画し、規格素案を作成する等活動を推進した。その中で、機能性表示に関する法規制への懸念が示された欧米に向けては、規格の目的を機能性評価から品質評価へ変更すること、機能性に関心の高い ASEAN 諸国に向けては、機能性成分に関する国際シンポジウムを開催すること等、各国の懸念や関心の違いに応じてきめ細やかに対応することで、日本提案の国際的コンセンサスを得やすくするための効果的な戦略を検討した。このほか、「大豆ミート食品」、「魚類の鮮度指標」及び「災害食の評価基準」について、規格の提案に向けた活動に協力した。</p> <p>ウ 国際規格案件ごとの重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及び FAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議（Web 会議を含む。）へ派遣した。 （）内は FAMIC 職員派遣数</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔TC34/WG24〕 定量核磁気共鳴分光法：3回派遣/3回開催（0名） 〔TC34/WG26〕 植物性食品：7回派遣/7回開催（延べ19名） 〔TC34/WG27〕 職業的農業者組織：1回派遣/2回開催（2名） 〔TC34/SC16 総会〕 1回派遣/1回開催（3名） 〔TC34/SC16/WG8〕 肉種鑑別：3回派遣/3回開催（延べ8名） 〔TC34/SC16/WG14〕 遺伝子組換え体の定量化：1回派遣/1回開催（2名） 〔TC34/SC16/WG15〕 定性リアルタイム PCR 分析法の単一試験所による妥当性確認：1回派遣/2回開催（0名） 〔TC34/SC17 総会〕 1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/SC17/WG11〕 前提条件プログラム：4回派遣/4回開催（延べ7名） 〔TO9/SC3〕 合板：1回派遣/1回開催（2名） 〔TC218/WG5〕 木材：1回派遣/1回開催（2名） <p>国際規格の検討状況を把握するため、外部有識者等の専門家及び FAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議（FAMIC以外の機関が国内審議団体。Web 会議を含む。）へ派遣した。 （）内は FAMIC 職員派遣数</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔TC165/WG10〕 木質構造：1回派遣/1回開催（2名） 〔TC165/WG12〕 竹の構造的利用：1回派遣/2回開催（2名） <p>また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 12 回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報共有した。</p> <p>JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知識である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO 等標準化に関する研修等に参加した。</p>	
--	---	---	---	--

<p>④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p> <p>ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p> <p>ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>(イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。</p> <p>イ 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>(イ) 調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ア JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要事項」に基づき、次の取組を行った。</p> <p>(ア) 登録認証機関等の登録における調査6件及び登録の更新時における調査36件について、業務の進行管理を適切に行い全て45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、農林水産省から依頼された登録認証機関等の業務規程等の変更届出に関する調査を行い、令和4年度に調査が終了した124件を報告した。 (表1-2-(2)-1参照)</p> <p>(イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。</p> <p>イ JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。 なお、農林水産省から依頼された登録試験業者の業務規程等の変更届出に関する調査を行い、令和4年度に調査が終了した2件を報告した。 (表1-2-(2)-1参照)</p> <p>【処理率 100% (42/42(新規6+更新36)(ア)(ア)+(イ)+(新規0+更新0)(イ)】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 令和4年JAS法改正により、有機酒類がJASの制定対象に追加されたことを踏まえ、FAMICの知見等を活用するとともに、農林水産省及び国税庁と連携して、次の取組みを実施した。</p> <p>① 有機加工食品JAS改正案の検討への協力 改正JAS法に基づき国税庁が有機加工食品JAS（有機酒類に係る部分）の改正原案を検討した際に、規格作成のノウハウ等の知見を提供するとともに、検討委員の構成、検討の進め方等を共有した。</p> <p>② 有機酒類に係る登録認証機関等に対する調査手順等の検討 改正JAS法の施行日（令和4年10月1日）以降、登録認証機関等が有機酒類に係る事業者のJAS認証を円滑かつ速やかに行えるように、農林水産省や国税庁と協力し、新規又は既存の登録認証機関が行う申請手続が複雑にならないよう、業務規程の変更届出</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A 根拠：標準処理期間内（45業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。 また、令和4年のJAS法改正の対応においては、改正法施行後、業務規程の変更届出を提出することで、既存の登録認証機関等が有機酒類のJAS認証を速やかに実施することが法改正から施行までの4ヶ月で可能となった。 令和4年10月中に既存の登録認証機関等18機関（国内15、国外3）から業務規程の変更届出があり、その結果、有機酒類について5事業者がJAS認証され、円滑かつ速やかな制度運用を図ることができた。 さらに、酒類の登録認証機関等への適合性評価のための事業所調査や、認証事業者への立会調査では、国税庁職員と合同で適正な調査を実施できるように調整し、制度の信頼性確保に貢献した。</p>
--	---	--	--	--

			<p>や登録申請の手続き及び調査体制について、省庁を超えて複数回打ち合わせを実施し検討するとともに、「有機酒類に係る認証を行う登録認証機関の審査の手引き」の作成等、改正 JAS 法施行日までに迅速かつ適切に対応した。</p> <p>これにより、改正法施行直後の令和4年10月末には、既存の登録認証機関等 18 機関が有機酒類に係る認証業務を行うことができるようになり、5事業者が JAS 認証を取得するなど、円滑な制度運用に貢献することができた。</p> <p>③ 国税庁職員に対する残留農薬分析の研修</p> <p>改正 JAS 法施行後、国税庁が有機酒類の格付品検査を実施するため、令和4年9月及び11月、FAMICにおいて残留農薬分析研修を実施し、国税庁職員に技術的知見を提供した。</p>		
<p>⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査</p> <p>JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を 3 業務日以内に報告する。</p> <p>イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 33 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS 法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査</p> <p>JAS 法第 66 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から 3 業務日以内に結果を報告する。</p> <p>イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 号第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内 (ア)に係る報告は 30 業務日以内又は 3 業務日以内、イに係る報告は 45 業務日以内) の処理率 : 100% (標準処理期間内報告件数/検査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。</p> <p>ア JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(ア)及び(イ)とおり適切に実施した。</p> <p>(ア) 登録認証機関及び登録試験業者の認証業務の確認を強化するため、72 機関に対する立入検査に着手し、73 機関（前年度からの継続案件 2 件を含む。）の立入検査が令和 4 年度内に終了し、終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関及び登録試験業者の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）によりを行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。</p> <p>① 事業所調査：36 件（前年度からの継続案件 2 件を含む）</p> <p>② 製品検査施設調査：30 件</p> <p>③ 立会調査：158 件（前年度からの継続案件 1 件を含む。）</p> <p>(イ) JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を 2 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>また、資材評価に係る立入検査を 2 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>(表 1-2-(2)-2 参照)</p> <p>イ JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。</p> <p>登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を 13 機関に対して着手し、12 機関の検査が令和 4 年度内に終了し、終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委託された製品検査施設の調査を除く。）によりを行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のと</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

			<p>おり実施した。</p> <p>① 事業所調査：13件（前年度からの継続案件はない。）</p> <p>② 製品検査施設調査：3件</p> <p>（表1-2-(2)-3参照）</p> <p>また、上記検査以外に外部委託された製品検査施設に対する調査を2件実施し、農林水産省に報告した。</p> <p>【処理率100% (89/89(73ア(イ)+4ア(イ)+12イ))】</p>	
<p>ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査</p> <p>登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。</p> <p>エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査</p> <p>登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。</p> <p>また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。</p> <p>(ア) 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。</p> <p>(イ) 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通するJAS製品を買い上げ、JASへの適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及びJASの確認等業務への活用を考慮する。</p> <p>エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇調査実施率：100%（実施件数/計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計419件の認証事業者を直接訪問して行う調査（以下「現地調査」という。）及び市場に流通するJAS製品の調査（以下「製品調査」という。）を行った。</p> <p>【実施率100% (419/419)】</p> <p>(ア) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査6件を実施した。</p> <p>(イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査413件を実施した。</p> <p>（表1-2-(2)-4参照）</p> <p>エ 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の認定</p>	<p>⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>ア 認証機関又は試験業者の認定</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇調査実施率：100%（審査件数/申請受理件数、審査中の案件を除く。）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ア 持続可能な水産養殖のための種苗認証（SCSA認証）に係る認証機関2機関、有機水産養殖認証に係る認証機関1機関及び有機養蜂認証に係る認証機関1機関の認定維持に対し、ISO/IEC 17011に基づき、立会いや事業所での審査を適切かつ迅速に行った。</p> <p>試験業者2件の更新申請及び認定維持に対し、ISO/IEC 17011に基づ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：調査実施率は100%であり計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>施する。</p> <p>また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。</p>	<p>農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。</p> <p>認定業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17011に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から90業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。</p>		<p>き、審査を実施し、適切かつ迅速に認定を行うとともに1件の認定申請を受け付けた。加えて、ISO/IEC 17025に基づく試験所認定を確保するため、地方の小中規模の試験実施機関に対し啓発を行った。</p> <p>また、新規認定分野については、日本発の機能性食品等認証制度の他、1つの食品分野の認証スキームの立ち上げについて、将来的輸出力強化につなげるため国際的に通用するスキームとなるよう継続的な助言等行なっており、今後当該スキームに基づく認証機関の認定申請が見込まれる。</p> <p>【実施率 100% (6/6)】</p>		
<p>加えて、認定業務の国際的な信頼性向上させるための各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整を含む国際相互承認審査受審対応を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成を進める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>海外市場においてJAS認証の国際的な信用向上するとともに、JASをベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JASの戦略的活用が求められる。</p> <p>⑥の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国際規格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JAS の国際化に資することから、重要度が高い。</p>	<p>イ 国際相互承認締結に向けた取組</p> <p>認定業務の国際的な信頼性向上させるための各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整を含む国際相互承認審査受審の対応を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成のため、国際機関が開催する研修等に積極的に参加する。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇国際相互承認に向けた取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 製品認証分野（ISO/IEC 17065）における各国認定機関との相互承認締結に向け APAC の承認審査を受審し、APAC 評価チームからは承認を推薦する旨の評価結果を得ることが出来た。</p> <p>加えて、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）においても、製品認証分野における国際相互承認審査の経験を踏まえ、品質システム文書を改善し申請準備の確度を高めるとともに、相互承認後、APAC 等国際機関への審査員派遣の準備として、一般社団法人 RMA が主催する試験所認定に必要な専門能力のセミナーや英語研修を受講することにより審査技能の向上や語学力の向上などを図った。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>農林水産物等の輸出拡大に向け、日本産品の輸出力強化の取り組みが推進されている中、国際相互承認の仕組みを活用することにより輸出力強化の更なる推進が期待されている。</p> <p>これまで FAMIC 認定センターは APAC の国際相互承認取得に向け取組み、令和4年9月に国際相互承認のための審査を受審した。今後、APAC 事務局での最終確認及び APAC 総会での承認を受け、令和5年6月の国際相互承認締結を見込んでいる。相互承認締結後は、日本からの輸出産品に対して、国際的に信頼性の高い認定・認証の仕組みのもと認証された产品であるとして取り扱われることとなる。</p> <p>令和4年9月にフィリピン、スリランカ、カザフスタンの3国構成の評価チームからのリモートによる国際相互承認審査の受審にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関とのネットワークを活用し、APAC 要求事項の解釈、受審前後の手続き等の情報交換を行い、リモート環境の整備、関係資料の準備等について綿密な作業工程表及び想定問を作成し、各タスクを適時漏れなく実施する体制を整備。 ② 令和4年5月に評価チームメンバーが確定後も評価スケジュールが示されない状況だったため、積極的にチームリーダーに接觸し、7月にチームメンバーとのリモート会議を主催。審査受審時期及び審査内容についてヒアリングを行った。その中で、大 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：国際相互承認締結に向け、承認審査を受審及び相互承認締結に必要な人材の確保・育成を行っていることから、計画における所期の目標を達成している。</p> <p>さらに、APAC 事務局での最終判断を受け、2023年6月に開催されるAPAC総会において、評価結果が承認される見込みである。今後、APAC の承認審査の結果は国際認定フォーラム（IAF）にも受け入れられる仕組みとなっていることから、農林水産消費安全技術センター認定制度が国際基準を満たす認定として国際的に認められることとなる。</p> <p>このことは JAS をベースとした国際規格に適合した日本産品であることを国際的な枠組みの中で証明できることとなり、我が国、農林水産業の喫緊の重要課題である輸出力強化に資することが期待され、目標を上回る成果が得られたと認められる。</p>	

			<p>まかに審査時期（9月頃）の提案を受けることができたため、確定した時期に向け必要な準備体制を構築。</p> <p>③併せて、FAMIC認定センターが認証機関に対して実施している審査状況をリモートにより確認したいとの要望を受けることとなったが、早めのヒアリングにより受審時までに受け入れ先認証機関の検討及び認定センターによるリモート審査への準備を的確に実施。</p> <p>④9月26日～9月30日で審査が行われる通知を受理した8月以降は、各パートにおける説明資料（組織概要、認定センター審査体制、審査員等力量管理等）の英訳版を拡充。</p> <p>⑤審査受審の直前の9月12日及び9月20日には、評価チーム、通訳者らとのリモートでの試行を行い、審査同日は不備無く審査が行える通信環境を確認。</p> <p>⑥評価チームの発言を迅速かつ的確に把握し、回答できるよう、科学技術の通訳に実績が豊富な業者に通訳を依頼。</p> <p>これらの取組の結果、国際相互承認審査は滞りなく完了し、評価チームからは承認適当との評価結果を得ることが出来た。</p>		
<p>⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務 輸出促進法第43条第2項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から輸出促進法第43条第3項第1号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第51条及びセンター法第10条第3項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力をを行う。</p>	<p>⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務について、輸出促進法第43条第2項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から輸出促進法第43条第3項第1号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第51条及びセンター法第10条第3項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力をを行う。</p>	<p><定量的指標> ◇ 実施率：100% (実施件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑦ア 輸出促進法第51条及びセンター法第10条の規定に基づき、認定農林水産物・食品輸出団体からの要請を受けて、日本産製材の輸出促進を目的とした団体規格の策定について専門家を派遣して協力した。 【実施率100%（1/1）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第20条（登録認定機関にあっては輸出促進法第35条）で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行った。 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第20条（登録認定機関にあっては輸出促進法第35条）で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇ 調査実施率：100%（調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数、調査中の案件を除く。）</p>	<p><主要な業務実績> イ 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）に基づく登録発行機関及び登録認定機関（以下「登録発行機関等」という。）の登録における調査1件について、業務の進行管理を適切に行い、農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【調査実施率100%（1/1）】 また、登録発行機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和4年度に調査が終了した28件を依頼のあった農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>ウ 登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対する立入検査</p> <p>輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>政府の農林水産物・食品の輸出額目標である 2000 年 5 兆円の達成に向け、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関制度を活用し、輸出証明書発行及び施設認定の加速化を図ることや認定農林水産物・食品輸出促進団体が輸出促進のための規格を策定することは重要。⑦の業務は、輸出先国との協議において、本制度の信頼性を証明するために必要不可欠な業務であること、また輸出促進のための規格策定に資する業務であることから、重要度が高い。</p>	<p>ウ 輸出促進法に基づく立入検査については、登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対して次の取組を行う。</p> <p>輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 検査実施率：100%（検査報告件数/農林水産大臣が指示した検査件数。検査中の案件を除く。）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、7 機関の登録発行機関等に対する立入検査に着手し、7 機関の立入検査が令和 4 年度内に終了し、農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、当該立入検査として、事業所調査 11 件及び立会調査 3 件を実施した。</p> <p>【検査実施率 100% (14/14)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：検査実施率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】</p> <p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>政策評価書：事前分析表農林水産省4-④</p> <p>行政事業レビューシート事業番号：0080</p>

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし		
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務(農林水産省依頼分析)	実施率	100%(報告分析件数/依頼分析件数)	100% (896件/896件)	100% (968件/968件)	100% (907件/907件)		
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立(SP及び報告書作成)	実施率	100%(年度内SP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)	100% (6件/6件)	100% (7件/7件)	100% (7件/7件)		
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務	実施率	100%(分析実施点数/指示点数)	100% (73点/73点)	100% (20点/20点)	100% (38点/38点)		
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。</p> <p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があつた場合にあっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p> <p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があつた場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 緊急の命令があつた場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査の進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があつた場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。</p>	<p><定量的指標> ○食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があつた場合にあっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p> <p><定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目4（項目）×2点（B）=8点 B：基準点(8) ×9/10≤各小項目の合計点(8) <基準点(8)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> サーベイランス・モニタリング分析業務において、農林水産省が実施する、麦類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証に貢献した。 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の保護に貢献する施策の基盤となる有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を向上させた。</p> <p><主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 該当する事案はなかった。</p> <p>イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけている有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報を更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC-MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「令和4年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従つて分析を実施し、報告する。</p> <p>【重要度：高】 ②の業務は、食品安全かどうかを判断するための食品中の有害化学物質の含有実態把握に寄与するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に資する基礎データとなることから、重要度が高い。</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 「令和4年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、農林水産省からの依頼があつたものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従つて分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100% (報告分析件数/依頼分析件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を、実施要領、仕様書等に従い全て実施（依頼分析件数 907 件）し、年度内に報告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。 (表 1-3-1 参照) 【実施率 100% (907/907)】</p> <p>ア 「令和4年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について（令和4年6月3日付け4消安第1256号、令和4年6月17日付け4消安第1256-1号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦、大麦及びライ麦中のかび毒（民間の分析機関では対応が困難なDON-3-グルコシドを含む。）※892件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。</p> <p>イ 「令和4年度エキナセア中のピロリジジンアルカロイド類含有実態調査の実施について（令和4年8月9日付け4消安第2526号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったエキナセア 15 件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。</p> <p>※：タイプB トリコテセン類（デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド）、タイプA トリコテセン類（T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスルペノール）、ゼアラレノン(ZEN)、麦角アルカロイド類（エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチニン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリニン、エルゴメトリニン、エルゴシン、エルゴシンニン、エルゴコルニン、エルゴコルニニン）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 すでに分析能力を確立している分析試験に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書(SOP)を作成し、必要に応じ改訂し、分析能力の確立に取り組む。</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での分析が困難な有害化学物質等について、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満たす試験法の標準作業手順書(SOP)を作成、必要に応じ改訂し、分析能力の確立に取り組む。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100% (年度内SOP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農林水産省からの指示、「令和4年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和4年6月3日付け4消安第1235号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、農林水産省が調査を検討しており民間分析機関での対応が困難な7つの危害要因と食品の組合せ等について取り組み、うち、次のアのとおり、6件のSOPを作成し、イのとおり1件の取組結果を報告した。 【実施率 100% (7/7)】</p> <p>ア 作成したSOP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LC-MS/MSによるニバレノール配糖体分析標準作業書（小麦、大麦） ・LC-MS/MSによるかび毒の一斉分析標準作業書（スクリーニング）（ハトムギ、ソバ中のフザリウム毒素、アフラトキシン類、オクラトキシンA） ・LC-MS/MSによるキク科植物等中のピロリジジンアルカロイ 	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの指示課題数に対するSOP及び報告書作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>また、規準を満たす分析のSOP作成が困難である場合は、その旨を示す妥当性確認結果に関する報告書を作成する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>③の業務は、分析法が確立していない有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の指示に基づき、②や④の分析業務を行う前に分析能力を確立するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>			<p>ド類分析標準作業書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GC-MS/MSによる乳児用調製乳中の2-/3-MCPD脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類及び2-/3-MCPD分析標準作業書 ・GC-MSによる飴菓子中のアクリルアミド分析標準作業書 ・GC-MSによるかつお節中のDP、OPP分析標準作業書 <p>イ 取組を報告した危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポテト系スナック菓子中のアクリルアミドについて、試料の均質化条件と分析値のばらつきの関係を把握するための検討を行い、検討結果を報告した。 		
<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務</p> <p>農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック（相互検証）を実施する。</p>	<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務</p> <p>農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック（相互検証）を実施する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100% (分析実施点数/指示点数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 農林水産省からの指示「令和4年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和4年6月3日付け4消安第1235号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、実態調査の分析値の信頼性を確認するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>【実施率100%（38/38）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルアミド（ポテト系スナック菓子11点、ビスケット類17点、米菓10点） 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関による更新審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p> <p>また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。</p>	<p>⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）について、認定機関によって実施されるサーベイランス審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。</p> <p>また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ISO/IEC 17025への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ ISO/IEC 17025:2017による本部の試験所認定（LC-MS/MSによる小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験）について、内部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、令和4年11月30日に行われた認定機関によるサーベイランス審査で、一般要求事項に適合していると評価され、認定試験所としての体制を維持した。</p> <p>また、試験所認定を受けた分析試験以外の分析試験についても、外部技能試験に取り組み、一般要求事項に適合したマネジメントシステムを維持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DON、ZEN、T-2トキシン、HT-2トキシン（小麦粉） ・麦角アルカロイド類（ライ麦） ・アクリルアミド（ポテトクリスピ） 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：ISO/IEC 17025:2017による本部の試験所認定のサーベイランス審査において、一般要求事項に適合していると評価され、認定試験所としての体制を維持している。</p>	

4. その他参考情報

様式3－1－4－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－4 業務に関連する政策・施策	その他の業務	当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数/立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし		
(2) 情報提供業務 ① ホームページ等による情報提供	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上 (ホームページ) (メールマガジン) (広報誌)	3.8 4.2 4.2	3.8 4.1 4.2	3.9 3.9 4.6		
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上	4.3	4.5	4.4		
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上	4.3	4.2	4.3		
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 ① 分析業務の精度管理	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100%（参加回数/計画回数）	100%(12/12)	100%(10/10)	100%(11/11)		
② 技術研修の実施	実施率	100%（実施件数/計画件数）	100%(33/33)	100%(35/35)	100%(36/36)		
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携	研修・講座の開催についての連携	－	4回	2回	7回		
② 國際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%（専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数）	実績なし	100%(2/2)	100%(5/5)		
② 國際技術協力要請（海外研修員の受入）							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○その他の業務 中項目の評定 は、小項目別 (◇) の評定結果 の積み上げにより行うものと する。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目 7 (項目) ×2 点 (B) =14 点 B : 基準点 (14) ×9/10≤ 各小項目の合計点 (14) < 基準点 (14) ×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 <業務の評価> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。			評定 <評定に至った理由>
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。「カルタヘナ法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示期間内に農林水産大臣に報告する。また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。「カルタヘナ法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示期間内に農林水産大臣に報告する。また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。		<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMIC の業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。	(2) 情報提供業務					

<p>① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報を分かりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。</p> <p>イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。</p> <p>ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。</p> <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。</p> <p>オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の</p>	<p><定量的指標> ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）</p>	<p><主要な業務実績> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS 製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壤改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。 (更新回数 209回、アクセス回数 481,377回)</p> <p>[ホームページの主な掲載内容] <ul style="list-style-type: none"> ・食品等検査関係情報（JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等） ・農薬検査関係情報（登録・失効情報、農薬登録申請、GLP適合確認申請等） ・肥飼料検査関係情報（関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等） ・WOAH コラボレーティング・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等）・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） </p> <p>イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを49回（3月末現在登録者数6,367、延べ配信数310,630通）配信した。</p> <p>[メールマガジンの主な掲載内容] FAMICの情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等）</p> <p>ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（毎回5,000部）発行し、学校・教育関係機関等に配付した。また、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。</p> <p>[広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材に関する情報 ・Q&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を11回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。</p> <p>オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：ホームページ、メールマガジン及び広報誌の顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
---	---	--	--	--

	<p>声を反映した業務の改善を図るために、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ 3.9 ・メールマガジン 3.9 ・広報誌 4.6 		
② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。</p> <p>ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るために、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。</p> <p>エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に役職員を講師として派遣した（計61回、参加者4,252名）。 また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を74回派遣した。 さらに、神戸センターにおいて、大学からの依頼に基づく研修を1回（参加者2名）実施した。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規13件、更新を11件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等64件）</p> <p>ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談4,392件（うち、新たな原料原産地表示に関する相談28件）に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。（表1-4-1参照） 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るために、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例5件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査した。（全収録数48件）</p> <p>エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.4であった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が 5 段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>			
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。 FAMIC が主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5 段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標とする。	<p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を、参加者の利便性などに配慮したWeb配信による開催なども検討したうえで開催し、事業者ニーズへの対応を図る。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象に、肥料の安全性及び品質の確保に関する講習会を1回以上開催する。</p> <p>ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を 7 回以上開催する。</p> <p>エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、5 段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇顧客満足度：3.5 以上 (5 段階評価平均値)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 食品表示に関する情報提供を目的とする講習会を合計 7 回（参加者計 105 名）開催した。また、札幌センター、神戸センター及び福岡センターにおいては、Web 会議システムを利用した講習会を各 1 回（対面形式とのハイブリットを含む。）開催し、利用者の利便性を向上したことにより、いずれも高評価を得ることができた。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象とする「肥料分析実務者研修」を Web により開催した。効果的な研修とするため、研修対象者を本年度の「共通試料による手合せ分析」に参加した者（参加者 18 名（18 都道府県））とし、試験結果の解説と外部精度管理試験の活用方法について研修を実施した。（第 1－1－(1) 肥料及び土壤改良資材関係業務⑤の再掲）</p> <p>ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を 7 回（参加者 54 名）、都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を 2 回（参加者 51 名）開催した。</p> <p>エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度（5 段階評価）の平均値は、4.3 であった。また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満のものはなかった。 この他に、福岡センターにおいて地方公共団体職員向け立入検査に係る講習会を 1 回（参加者 11 名）開催した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：顧客満足度 3.5 以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上	(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上			

	<p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るために、以下の取組を行う。</p> <p>① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るために、以下の取組を行う。</p> <p>① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025 の考え方に基づき、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇外部技能試験の実施予定数に対する実施率： 100 % (参加回数/計画件数)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IEC 17025 の自己適合宣言の取組を推進した。 ア 加工食品中のアクリルアミドの定量試験等 7 試験項目については、自己適合宣言を維持した。</p> <p>イ これと並行して、手順書の改正など ISO/IEC 17025:2017 への移行に向けた取組を進め、自己適合宣言を行っている試験項目全てについて移行を完了した。</p> <p>また、ISO/IEC 17025:2017 の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。</p> <p>○肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <p>○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <p>○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <p>○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005 の考え方従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。また、ISO/IEC 17025:2017 に準拠したマネジメントシステムに移行した。</p> <p>全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（11回、延べ33名）させた。 【実施率 100% (11/11)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり外部技能試験を実施した。また ISO/IEC 17025:2017 自己適合宣言に向けて取組を進め、国際的に通用する ISO 規格に準拠したマネジメントシステムの体制を構築しており、事業計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、令和4年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実 施 率 : 100% (実施件数 / 計 画 件 数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和4年度職員技術研修計画（全 36 件）に基づき、次のとおり研修を行った。【実施率 100% (36/36)】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。 ・中堅職員技術研修 1 件 採用後 3 年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・外国語力強化研修 1 件</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。</p>

			<p>業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務技術研修 34件 <p>各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するための JAS 法及び食品表示法に基づく立入検査員内部研修や農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、ISO/IEC 17025 内部監査員研修や ISO 9000 審査員研修、GMP ガイドライン検査員養成研修等を行った。</p> <p>令和 4 年度職員技術研修計画に基づく研修のほか、業務の遂行に必要な調査研究倫理研修、輸出促進法制度に関する研修、農薬残留分析技術研修等を適宜実施した。</p>		
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、相互の協力を推進することとし、講師派遣等について両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	<定性的指標> ◇研修・講座の開催についての連携	<p><主要な業務実績></p> <p>① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成 23 年 5 月 17 日締結）に基づく、FAMIC が分析対応する事案はなかった。</p> <p>なお、国センとの合意（平成 20 年 3 月 3 日合意）に基づき FAMIC の主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（3 回）、商品テスト分析・評価委員会への委員派遣（Web）3 回、仙台センターにおいて国民生活センターへの講師派遣（Web）1 回、本部に設置された PIO-NET の端末の利用等の連携を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：研修・講座の開催についての連携を適切に実施しており、目標の水準を満たしている</p>	
② 國際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受け入れを行う。	② 國際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受け入れを行う。	<定量的指標> ◇ 実 施 率： 100% (専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数)	<p><主要な業務実績></p> <p>② JICA から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を 1 回（1 名）派遣した（第 1-1-(2) 農薬関係業務⑤の再掲）。また、JICA からの要請により海外からの研修員を受入れ、FAMIC の業務概要、食品表示の科学的検査、農薬の審査項目に関する研修を 4 回（延べ 13 か国、30 名）実施した。</p> <p>なお、日程や資料作成を含む内容の策定にあたっては派遣先や研修員の要望に応えることができるよう事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。</p> <p>【実施率 100% (5/5)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：要請のあった専門家の派遣及び海外からの研修員の受け入れ実施率が 100% であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2－1	業務運営コストの削減						
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) 業務運営コストの縮減（一般管理費削減率）	3%以上の抑制	(R3年度予算額) 527,252千円	3%削減 (削減額 6,918千円)	3%削減 (削減額 6,757千円)	3%削減 (削減額 7,187千円)		
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(R3年度予算額) 758,483千円	1%削減 (削減額 7,647千円)	1%削減 (削減額 7,623千円)	1%削減 (削減額 7,585千円)		

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○業務運営コストの縮減 中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定:A 根拠: ◇小項目1(項目) ×3点十小項目1(項目) ×2点(B)=5点 A: 基準点(4) ×12/10≤ 各小項目の合計点(5) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施するとともに、節電の取組など能動的に経費の縮減を図った。		評定 <評定に至った理由>
1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については令和3年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については令和3年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減することを目標に削減する。	1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業について、令和3年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。	<定量的指標> △一般管理費削減率 (合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。) : 3%以上	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和3年度と比較すると一般管理費については3%減、業務経費については1%減となった。	<評定と根拠> 評定:A 根拠: 一般管理費は令和3年度比3%減となつたことに加え、節電の取組により電気使用量が大幅に減少し、経費の節減に成果があつたことから、計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。	

	<p><定量的指標></p> <p>◇業務経費削減率 (消費者物価指数による影響額を除く。) : 1%以上 (ただし、新規・拡充分を除く。)</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定 : B 根拠 : 業務経費は令和 2 年度比 1%減となり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。</p>	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業・広報誌の印刷及び発送作業 <p>② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMIC における分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め取り組んだ。また、令和 4 年 12 月に上半期の達成状況を委員会に報告してより効果的な取組内容について審議するとともに、令和 5 年 3 月に下半期の達成状況を委員会に報告し自己評価を行った。 (表 2-2-1 参照)</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 光熱水料の削減のため、これまで消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電などに取り組んでいるが、電気料金の高騰に伴う大幅な経費の増加に対応するため、各部・各所ごとに目標を設定した上で、節電に取り組んだ。 取組に当たっては、各部・各所長に更なる節電の取組を指示し、全職員に対して協力要請を行うとともに、職員の健康に配慮し冷暖房使用の抑制など過度な取組とならないよう注意喚起を行った。 また、各部・各所での取組事例の収集及び全職員へのアンケート調査を行うとともにその結果を職員に共有し、取組の高度化を行った。加えて、過去の電気使用量や今後の料金単価等に関して調査・シミュレーションを行い、年間の使用料の見込みを示すとともに、</p>		

使用実績と併せ役職員に共有し、節電の必要性について説明を行い、取組を推進した。

その結果、全役職員の更なる省エネルギーの推進、環境配慮等に向けた意識の醸成とともに、電気使用量は令和3年度に比較して、過去5年間の平均削減率0.8%を大きく上回る約7%削減した。それにより電気料金の負担増加が63,712千円(使用量が令和3年度と同じ場合)となるところ、53,883千円で抑えられ、結果9,829千円の節約が図られた。

(取組の事例)

- ・建物自動ドアの通電時間の見直し
- ・電気器具(冷蔵庫、電気ポットなど)の使用台数の見直し
- ・ブラインドの使用による空調効果の向上
- ・必要な照度を確保しつつ廊下等の照明の間引き・消灯
- ・定時退庁の促進に合わせた節電の呼びかけ

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2－2	人件費の削減等							
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	人件費 (令和3年度予算額以下)	前年度予算額	4,480,928千円 (2年度予算額)	4,467,853千円 (3年度予算額)	4,463,462千円 (4年度予算額)			

* 新規・拡充業務に伴う増員分、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10≤ 各小項目の合計点（2）< 基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定
2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参照するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和3年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和3年11月24日閣議決定）に基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参照するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和3年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和3年11月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応す	<定性的指標> ◇人件費（令和3年度予算額以下） ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参照し、国と同水準を維持しており、令和4年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は96.7であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について令和3年度分までをホームページにおいて公表した。 役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和4年10月7日閣議決定）等を踏まえ、職員給与規程を改正し、令和4年4月から一般職員俸給表を30台半ばまでの職員について、平均0.3%引上げ、併せて勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の引上げを行った。 また、長時間労働の削減については、次世代育成支援行動計画に基づき各種対策に取り組んだ。 総人件費については、常勤職員数を令和4年1月1日時点（※）の641名から626名（令和5年1月1日時点）と減少したことにより令和3年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）が6.2%減額となった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：人件費は令和3年度予算額以下であり、計画における所期の目標を達成している。	<評定に至った理由>

	る。		※ 独立行政法人通則法第 60 条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。		
--	----	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2-3	調達等合理化の取組						
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組(一者応札・応募割合)	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	42%以下	39%	32%	23%			
調達等合理化の取組(随意契約によることができる事由の明確化)	随意契約によることができる事由の明確化	一	22件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施			
調達等合理化の取組(契約監視委員会における点検・見直しの状況)	契約監視委員会における点検・見直しの状況	一	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価			
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○契約の点検・見直し 中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目3(項目) ×2点(B)=6点 B：基準点(6) ×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6) ×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	<評定に至った理由>	
3 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。	3 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 (2) 一般競争入札については、幅	<定量的指標> △競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：42%以下(平成30年度から令和2年度までの3年間の平均を上回らないこと。ただし、契約監視委員会において、やむを得ない	<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。 (表2-3-1参照) (2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘をする等により、一者応札・応募数の減少(▲11件)となった。その結果、一者応札・応募の割合は件数で22.8%となり目標の42%以下の水準を満たした。これら一者応札・応募の案件については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組み、一者応札・応募の割合は22.8%となり計画における所期の目標を満たしている。			

	(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。	広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不斷に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。	事情があると判断されたものにあっては、評価の際に考慮する。)	また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。			
	(2) 隨意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	(3) 隨意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第281号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	<定性的指標> ◇随意契約による事ができる事由の明確化	<主要な業務実績> (3) 隨意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。 また、令和4年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。 この結果、競争性のない契約件数は21件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 (表2-3-2参照)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。		
	(3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 (5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 (6) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。	<定性的指標> ◇契約監視委員会における点検・見直しの状況	<主要な業務実績> (4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。 併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。 ① 令和4年5月23日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和3年度第3～第4四半期）の事後点検 ② 令和4年12月23日：理事長が定める基準に該当する個々の契約案件（令和4年度第1～第2四半期）の事後点検 (5) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方にに関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。 (6) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人と契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、令和4年度は該当する契約はなかった。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、令和4年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：契約監視委員会の点検結果、フォローアップ内容を踏まえ、調達合理化を着実に推進しており、目標の水準を満たしている。		

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2－4	情報システムの整備及び管理						
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報システムの整備及び管理(PMOの設置等の検討状況)	PMO の設置等の検討状況	—	—	—	令和5年4月1日からPMO を設置することとした。			
情報システムの整備及び管理(情報システム整備に係る投資対効果の精査結果)	情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	—	—	—	投資対効果を精査し、法人文書管理システムを導入し、令和5年度から運用できるようにした。			
情報システムの整備及び管理(クラウドサービスの活用実績)	クラウドサービスの活用実績	—	—	—	勤怠管理システム、法人文書管理システムに加え、クラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和5年度から運用できるようにした。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
			業務実績	自己評価			
		<定量的指標> ○情報システムの整備及び管理中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3（項目）×2点（B）=6点 B：基準点（6）×9/10≤各小項目の合計点（6）< 基準点（6）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画の所期の目標を達成した。				評定
4 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの	<定性的指標> ◇PMOの設置等の検討状況	<主要な業務実績> 理事（総合調整）を中心にFAMIC全体を俯瞰しつつ、組織横断的に情報システム整備及び管理に係る新体制を検討するための「情報システムに係るPMO及びPMOに関する検討チーム」（令和4年6月9日第3回役員会決定）を設置	<評定と根拠> 評定：B 根拠：情報システムの整備及び管理を行う			

<p>「基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p> <p>また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。</p>	<p>適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備の検討する。</p> <p>また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。</p>		<p>し、4回にわたって議論を行い、最終報告書を第8回役員会（令和4年9月5日開催）に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費安全情報部長を廃止し、理事長直轄の「情報システム・セキュリティ統括官」を新設することにより、FAMICが保有するシステムの管理及び情報システムの整備を推進する部門の検討の支援を行う体制を強化した。 ・消費安全情報部を廃止し、理事長直轄の「情報システム・セキュリティ統括チーム」を新設することにより、権限を集約化しFAMIC全体のシステム管理体制を強化。また、これまで消費安全情報部が行っていた広報に関連する業務を広報課に移管することにより、整理合理化を図った。 	<p>PJMOを支援するため、PMOの設置等、組織再編を行い、専門性を確保するための体制を構築した。令和5年4月1日から施行することとしており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>◇情報システム整備に係る投資対効果の精査結果</p>			<p><主要な業務実績></p> <p>文書管理システムの整備にあたり、投資対効果を精査のうえクラウドサービスの活用の検討を行い、法人文書管理システムを導入し、令和5年度から運用できるようにした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：所用の情報システムの整備を行ったため、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>◇クラウドサービスの活用実績</p>			<p><主要な業務実績></p> <p>肥飼料安全検査部において、情報共有ツールとしてクラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和5年度から運用できるようにした。また、整備した法人文書管理システムに加え、引き続きクラウドによる勤怠管理システムの活用を行っていく。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：FAMICシステムのクラウドの活用が推進されており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3－1 当該項目の重要度、困難度	保有資産の見直し等 関連する政策評価・行政事業レビュー 政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080							
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	－	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価				
		<p><定量的指標></p> <p>○保有資産の見直し等</p> <p>中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：△小項目1(項目)×2点(B)=2点</p> <p>B：基準点(2)×9/10≤各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき的確に実施した。</p>	評定	<評定に至った理由>			
1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的観点について」(平成26年9月2日付け総管査第233号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断地見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的観点について」(平成26年9月2日付け総管査第233号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	<p><定性的指標></p> <p>△保有資産の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1箇所(岩棚ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。(表3-1-1参照)</p> <p>なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>保有する特許権1件「生糸する節検出方法および装置」については、毎年納付する特許料等が発生しないことから、特許権を維持した。(表3-1-2参照)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直しており、目標の水準を満たしている。</p>				
4. その他参考情報								

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3－2	自己収入の確保							
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	－	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し			

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○自己収入の確保</p> <p>中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：△小項目1(項目) ×2点(B)=2点</p> <p>B：基準点(2) ×9/10≤各小項目の合計点(2) <基準点(2) ×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>計画に基づき、自己収入を確保するため的確に取組を実施したことから、目標の水準を満たしている。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
2 自己収入の確保 FAMIC の事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受託収入の獲得、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。	<p>5 自己収入の確保</p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。</p> <p>(2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。</p> <p>(3) 保有の必要性が認められる特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。</p> <p>(4) FAMIC の技術力を活かした受託業務の獲得・実施に努める。</p> <p>(5) 手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。</p> <p>(6) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMIC の業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p><定性的指標></p> <p>△自己収入確保の状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</p> <p>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p> <p>(3) 特許収入の拡大に資するよう、現在保有している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載により周知・広報を図った。</p> <p>(4) 競争的研究資金制度等による研究開発事業に参加して研究開発課題を受託できる体制を整備した。集成材等のJASに規定された接着剤同等性能の確認スキームにより、1,350千円の受託収入を確保した。</p> <p>(5) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき算出し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。</p> <p>(6) 寄付の申出については該当する事案はなかった。</p>		

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第3－3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画						
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施			
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	評定に至った理由		
—	—	<定量的指標> ○予算、収支計画及び資金計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点 B：基準点（4）×9/10≤各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。				評定	
—	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<定性的指標> ◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	<主要な業務実績> 令和4年度においても予算の執行を適切に行い、令和3年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。（財務諸表等参照） 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和4年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。				
—	—	<定性的指標> ◇法人運営における資金の配分状況	<主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。 (表3-3-1 参照)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：適切に資金を配分した。				

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第3－4	短期借入金の限度額						
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー					

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み	—	実績なし	実績なし	実績なし		

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。		<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> —	評定
—	第4 短期借入金の限度額 令和4年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	<定性的指標> ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。	

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第4－1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）						
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画 (人材確保・育成の状況)	人材確保・育成方針の状況	－	人材確保・育成方針を策定した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。			
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し)	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	－	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。			
職員の人事に関する計画 (女性登用の促進状況)	女性管理職登用の状況	－	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は4.7%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.0%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	評定に至った理由		
		<定量的指標> ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B：基準点(6)×9/10≤各小項目の合計点(6)<基準点(6)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。					
1 職員の人事に関する計画 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図ることを目的に必要な人材の確保・育成を推進するため、人材確保・育成方針を踏まえ次の取組を行う。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図ることを目的に必要な人材の確保・育成を推進するため、人材確保・育成方針を踏まえ次の取組を行う。	<定性的指標> ◇人材確保・育成方針の状況 <定性的指標> ◇人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	<主要な業務実績> ・人材確保のため、Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学等の試験区分の国家公務員合格者から、予定どおり7名の新規採用者を確保した。 ・人材育成のため、FAMIC主催の階層別研修を7つ開催し180名が参加した。また、人事院等主催の13の研修に25名参加させた。 <主要な業務実績> 職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績を総合的に判断し、人材配置を行った。また、令和4年4月期人事異動において、人事ルールの特例措置（育児や介護等の事情により勤務地を	<評定と根拠> 評定：B 根拠：人材確保・育成方針を踏まえ、人材確保及び育成の取組を行っており、目標の水準を満たしている。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しを実施しており、目				

<p>必要な人材を確保・育成する取組を推進する。</p> <p>FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p> <p>「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を推進する。</p>	<p>なお、FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営を図るために、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p> <p>(2) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p> <p>(4) 女性登用の促進については、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を行う。</p>	<p>変更できない職員を特例措置として勤務地の変更なく昇任させるもの。)により1名を昇任させる人事企画を行い、意欲向上等を図った。(特例措置適用者は職員に公表。)</p> <p>将来のFAMICの組織・業務運営や人員構成を見据え、管理職人材の育成・確保を通じて、将来にわたり組織の適切な維持・運営が図られるよう、令和4年度においては、令和元年度に策定した人事ルールの見直しを実施し、令和6年度から適用することとした。</p> <p>人事評価システムについては、検証を行い、人材育成・マネジメント強化のためのツールとして人事評価を活用すること目的とした改善を行うとともに、職員の能力や実績をきめ細かく的確に把握・評価するため見直しを行った。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置 適切かつ効率的な業務運営を図るために、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>令和4年度の常勤職員数は626名(令和5年1月1日)となり、前年度641名(令和4年1月1日)から15名減少した。減少した要因としては、令和3年度に常勤職員数が増加したため令和4年度新規採用者数を抑制したことによるほか、想定外の早期退職等による7名と人事交流による減員が2名発生したことが考えられる。</p> <p>(2) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出42名、転入36名)</p> <p>(3) 新規採用 Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から、予定どおり7名の新規採用者を確保した。(再掲)</p>	<p>標の水準を満たしている。また、人事ルール等の特例措置により昇任させる人事企画を行い、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる取組を行った。</p> <p><定性的指標> ◇女性登用の促進状況</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(4) 女性登用の促進 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向け土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修への参加(4名参加)を促した。また、各部門人事担当部長が連携し、農林水産省、地方農政局等の人事担当と人事交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画に努め、1人を新たに配置した。</p> <p>さらに令和4年度は次の取組を行い、男女ともに活躍できる職場風土及び意識改革等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立のための支援制度を周知するために両立支援 	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：女性管理職候補者の拡大のための研修参加の促進とともに、男女ともに活躍できる職場環境作り及び意識改革等の取組を行い、短期及び中長期的な取組により、女性管理職の登用拡大のための取組を積極的に行なった。</p>
---	--	--	---	---

		<p>制度に関する研修(e-ラーニング)を実施し、仕事と家庭の両方で男性と女性ともに貢献できる職場風土の醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より女性が働きやすい職場作りのため、女性職員の活躍に繋がるワークライフバランスに関する座談会（Webを使用することにより、参加を希望する全国の女性職員を対象）を実施した。 ・ワークライフバランスの推進を図ることを目的とした在宅勤務制度について、職員からの意見を参考とし、より取得しやすい制度となるよう整備した。 ・育児休業をより柔軟に取得できるよう同一の子供につき2回まで取得可能となるよう整備した。 ・令和5年度の階層別研修においても引き続き、ワークライフバランス推進に関する講義を盛り込み、組織全体に広く浸透する研修計画を策定した。 <p>(5) 給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても令和3年度以下とした（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4－2	内部統制の充実・強化							
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080					

2. 主要な経年データ	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し	一	「行動理念」及び「行動方針」を、「運営基本理念」、「運営方針」、「行動指針」として改訂	内部統制委員会を1回開催	内部統制委員会を1回開催			
② リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	一	行動理念及び行動方針の改定、リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を2回開催	リスク管理委員会を2回開催			
③ ガバナンスの確保及び法令遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	一	役員会14回開催、コンプライアンス委員会2回開催	役員会17回開催、コンプライアンス委員会2回開催	役員会17回開催 コンプライアンス委員会1回開催			
④ 監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	監事監査の体制の整備、内部監査の実施	一	監事会7回開催、内部監査を適切に実施	監事会6回開催、内部監査を適切に実施	監事会4回開催、内部監査を適切に実施			
⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	一	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施			
⑥ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	一	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)			
⑦ 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	一	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施			
⑧ 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	一	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 ① 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<定量的指標> ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（△）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目7（項目）×2点（B）+小項目1（項目）×1点（C）=15点 B：基準点（16）×9/10≤各小項目の合計点（15）< 基準点（16）×12/10</p> <p><課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価> 事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、内部統制システムの充実・強化を図った。</p>	評定	<評定に至った理由>
① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	<定性的指標> △運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<p><主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。</p> <p>① 内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会からリスク管理委員会に対して、物価高騰や施設の改修、ヘリウムガス供給不足に係るリスク低減の対応を明確に指示するなど、内部統制の推進を図った。</p>	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会を開催し、リスク管理委員会に対して各事項のリスク低減の対応を指示するなどにより内部統制の推進を図っており、目標の水準を満たしている。	
② 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<定性的指標> △リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	<p><主要な業務実績></p> <p>② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を2回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和4年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。</p>	<評定と根拠> 評定：B 根拠：リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うとともに、リスクへの対応実績及び実績に対する評価をリスク管理表に記録し、役職員へ周知を図っており、目標の水準を満たしている。	
③ 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を	③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を	<定性的指標> △ガバナンスの確保及び法令遵守状	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 役員会を17回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。</p>	<評定と根拠> 評定：B	

<p>ンスを確保する。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p> <p>さらに、役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。</p>	<p>開催し、審議・報告を行う。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p> <p>さらに、役職員の法令遵守について、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。</p>	<p>況</p>	<p>また、Web 会議システムを活用した役員・所長等会議を 11 回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。</p> <p>コンプライアンス委員会において令和 3 年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和 4 年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。</p> <p>審議の結果を踏まえ、コンプライアンスに関する意識啓発を図ることとした。具体的には、階層別研修において、FAMIC 運営基本理念やコンプライアンス基本方針等のコンプライアンスに関する講義の実施、役員・所長等会議における幹部職員を対象とした理事長講話によるコンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、全役職員に対して機会ある毎に国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について、グループウェア等を通じて周知徹底を図った。</p>	<p>根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保している。また、役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p> <p>また、業務運営（会計を含む。）の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。</p> <p>また、業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 監事補佐として、業務監査室の職員 2 名を指名し、監事監査の体制整備を行うとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。</p> <p>なお、監事会（4 回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。</p> <p>監事と会計監査人においては、令和 4 年度の監査に関して意見交換等による連携が行われ、監事と内部監査部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行った。</p> <p>業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を理事長直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。</p> <p>内部監査では軽微な不適合 9 件（①試験室の点検実施者の未指名、毎月の試験室環境整備状況の未確認及び四半期報告の未実施（2 カ所の被監査部門で確認）、②分析関係手順書の一部で関連規程との未整合が複数存在、③試験室管理手順書に定期点検及び定期清掃の手順を未規定、並びに点検記録等の未保存、④分析用高圧ガス配管の定期点検の未実施及び点検報告の未保存、⑤技能試験結果を担当課長の承認前に主催者に報告、⑥工事における契約責任者への報告未実施、⑦法令に基づく届出の未届出、届出時期の超過、及び届出等に係る起案文書の未作成、⑧赴任旅費の過少支給）を検出し、必要な再発防止策を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を行うとともに、役員直属の組織が内部監査を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>(5) 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底</p>	<p>⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の目的等について、e ラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。</p> <p>また、法人文書管理システムの導入に伴う法人文書の適正な管理のため、法人文書管理規則等の改正を検討した。</p> <p>なお、当該年度において、個人情報に係る軽微な情報漏えい事案</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>根拠：個人情報に係る軽微な情報漏えい事案が 2 件発生したことから、事業計画における初期の目標を下回った。</p>	

底を行う。	を行う。		<p>が 2 件発生したことから、農林水産省関係部局に報告し、情報が漏えいした事業者に対し謝罪とともに、該当メールの削除を依頼、同日、同メールが消除了ことを確認した。その後、関係規程に基づき、原因究明及び再発防止処置を行うとともに、本事案を職員へ周知し注意喚起を行った。今後は上記の再発防止処置状況を確認していくこととする。</p> <p>また、個人情報を担当する課と情報セキュリティインシデントを担当する課との情報共有について見直しを行い、迅速な情報共有が図れるように改善した。</p>		
⑥ 労働災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）により、職場における職員の安全と健康の確保及び増進に対する取組を一層推進する。	⑥ 職員の安全と健康の確保及び増進のため、安全衛生委員会による職場点検、健康診断やストレスチェックなどの安全衛生活動をOSHMS手順書により実践し、労働安全の保持及び職員の心身両面の健康管理の充実に取り組む。	<定性的指標> ◇事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえ OSHMS 手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり OSHMS 手順書に基づき安全衛生活動を実践するとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。</p>	
⑦ 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取組む。	⑦ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。	<定性的指標> ◇環境負荷の低減に資する物品調達状況	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 「FAMIC における環境配慮の基本方針」、「FAMIC における環境配慮への行動目標」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。</p> <p>また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、令和 4 年 4 月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の推進に関する調達の基本方針」（令和 4 年 2 月 15 日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。</p> <p>特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も 100% を達成した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>	
⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<定性的指標> ◇防災体制等の見直し状況	<p><主要な業務実績></p> <p>⑧ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施するとともに、本部の防火・防災管理規則を改正した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第4－3	業務運営の改善						
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務運営の改善	法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	一	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催		

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○業務運営の改善 中項目の評定は、 小項目別（△）の評 定結果の積み上げに より行うものとす る。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目1（項目）×2点（B）=2点 B：基準点（2）×9/10≤ 各小項目の合計点（2）< 基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定 <評定に至った理由>
3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善を推進するため、「国行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。	(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。	<定性的指標> △法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	<主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、令和3年度のプロセス評価対象取組の紹介と業務実績評価案、令和4年度の業務実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、効果的な情報発信に向けたFacebook及びYoutubeチャンネルの立ち上げやテクニカルワークショップのオンライン開催による業務の効率化等の取組について、おおむね高く評価していただいた。一方で、増加した業務に対する取組のアピールや社会的評価につながるよう	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したことから、計画における目標の水準を満たしていると認められる。	

		<p>③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>	<p>な情報発信の強化が必要との意見があったところである。これらの意見に対応して適宜改善を図ることとしている。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会の会合を3回開催し、事業活動に係る環境配慮の計画等について検討を行うとともに、同計画に沿って、役員会、役員・所長等会議を始めとする会議及び各委員会における資料の電子化によるペーパーレス化、また、新型コロナウイルス感染拡大下における感染リスクの低減や効率的な会議運営を図るため、可能な限りWeb会議システムを用いて開催する等の業務改善に取り組んだ。</p>	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4－4	情報セキュリティ対策の推進							
当該項目の重要度、困難度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ取組状況	－	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など			
	情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア：平均40以上	40以上	40	40	40			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価				
		<定量的指標> ○情報セキュリティ対策の推進 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)=4点 B：基準点(4)×9/10≤各小項目の合計点(4)<基準点(4)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画の所期の目標を達成した。			評定	<評定に至った理由>	
4 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るために、以下の取組を行う。	(3) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握しPDCAサイクルにより改善を図るために、以下の取組を行う。		<主要な業務実績> 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。					
(1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には	① 情報セキュリティ・ポリシーの見直しを適時適切に行うとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には	<定性的指標> ◇情報セキュリティ取組状況	① 情報システム委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、令和3年度の情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報システム対策の現状を評価するとともに、政府統一基準の準拠した規程、細則等の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに農林水産省へ報告した。なお、情報セキュリティインシデントとして情報漏	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき情報セキュリティ・ポリシーの見直しなどを実施し、更にサ				

	<p>(2) 令和4年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。</p> <p>(3) 令和4年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。</p> <p>(4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘査したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て令和5年度情報セキュリティ対策推進計画を策定する。</p>	<p>速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>② 令和4年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築・保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。</p> <p>③ 令和4年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練等によりサイバー攻撃への組織的対応能力強化に取り組む。</p> <p>④ 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘査したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て令和5年度情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画を策定する。</p>	<p>えい案件が発生したが、情報セキュリティ緊急連絡体制に基づき、農林水産省へ報告した。(第4-2 内部統制の充実・強化⑤の再掲)</p> <p>② 令和4年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度情報セキュリティ監査で指摘された事項について対処を行った。 ・不正プログラムの起動制限、Webサイトへのアクセス制限、USBデバイスへの接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。 ・IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。 ・IPS・ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報・不正プログラム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。 ・不審メールについては、スパム対策等を実施した。 <p>なお、重大なインシデントは発生しなかった</p> <p>③ 令和4年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者・転入者へのITリテラシー教育、役員・幹部を対象とした最高情報セキュリティアドバイザー教育、全役職員向けe-ラーニング情報システム教育及び標的型攻撃メール訓練を実施した。 ・全役職員向け研修において令和4年度自己点検で実施率が低い遵守事項を重点とし周知を行った。 ・FAMICにおいてもインシデントを想定した机上訓練をするなど教育内容の拡充と改善の取組を行った。 <p>④ NISC(IPA)情報システムマネジメント監査の結果、ペネトレーションテストにより検出された4点の問題点は即時に対策を講じた。また、マネジメント監査の結果があり次第、指摘事項に対するマネジメントレビューを実施し、業務改善について検討し、監査指摘事項の改善を行う。また、NISC(IPA)による監査結果も踏まえ、サイバー攻撃への対処等的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和5年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。</p> <p>また、情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練、標的型攻撃メール訓練及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした令和5年度教育実施計画を策定した。</p> <p>なお、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョンのVer.5.1(令和4年3月22日公開)により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。</p>	<p>イバー攻撃への防御として現行機器による運用上の対策を図るなど、目標の水準を満たしている。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：情報セキュリティ対策ベンチマークVer.5.1による自己診断のスコアは4.0以上であり、計画における所期の目標を満たしている。</p>
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第4－5		施設及び設備に関する計画					
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080				

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	一	神戸センター局所排気装置改修工事	農薬検査部湿式排ガス処理装置改修工事	福岡センター空調設備改修工事		

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目1(項目) ×2点(B)=2点 B：基準点(2) ×9/10≤各小項目の合計点(2)< 基準点(2) ×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定
一	1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修を計画的に行う。 福岡：福岡センター空調設備改修工事	<定性的指標> △施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、令和4年度施設整備費補助金で整備することとしていた福岡センター空調設備改修工事が令和5年2月に完了した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：施設・設備の整備・改修については当初の計画のとおり行っており、目標の水準を満たしている。	<評定に至った理由>

4. その他参考情報

様式3－1－4－2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和4年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4－6	積立金の処分に関する事項							
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書・事前分析表農林水産省4-④ 行政事業レビューシート事業番号：0080					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	558,867 円	1,096,993 円	495,835 円			

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		<定量的指標> ○積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、小項目別(△)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：△小項目1(項目) ×2点(B)=2点 B：基準点(2) ×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) ×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、適切に実施した。		評定	<評定に至った理由>
—	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和4年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<定性的指標> △積立金の処分	<主要な業務実績> 前年度繰越積立金 883,715 円は、計画に基づき棚卸資産、前払費用等への充当のため、495,835 円を取り崩した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり棚卸資産、前払費用等へ充当した。		

4. その他参考情報

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準（年度評価）

(1) 小項目の評定方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

(2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12／10≤ 各小項目の合計点

B：基準点×9／10≤ 各小項目の合計点< 基準点×12／10

C：基準点×5／10≤ 各小項目の合計点< 基準点×9／10

D：各小項目の合計点 < 基準点×5／10

※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評定の方法

① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1／（属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12／10≤ 各中項目の合計点

B：基準点×9／10≤ 各中項目の合計点< 基準点×12／10

C：基準点×5／10≤ 各中項目の合計点< 基準点×9／10

D：各中項目の合計点 < 基準点×5／10

※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評定を行う。

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表 1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	60	28	27	33	44	31	223
収去件数	36	14	26	21	33	14	144

第1-1(2) 農薬関係業務

表 1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 ^(注1)	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	415	0	0	—	10.5か月
		72	72	100%	1年4か月
基準不要	1,127	757	757	100%	10.5か月

(注1) 令和4年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表 1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	379
米穀	60
茶	30
計	469

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表 1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	84	33	23	36	55	63	294
大臣確認検査件数	0	4	1	1	2	2	10
立入検査 総件数	84	37	24	37	57	65	304
収去件数	41	32	27	19	42	79	240

表 1-1-(3)-2 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点 数
飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	17
有害物質の基準・規格適合検査等	478
病原微生物の基準・規格適合検査	93
肉骨粉等の基準・規格適合検査	204
遺伝子組換え体の基準・規格適合検査	2
計	794

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

生鮮食品と加工食品の合計：2, 643 件

生鮮食品						加工食品					
品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数
ごぼう	165	ブロッコリー	150	牛肉	5	そば加工品	48	牛肉加工品	50	湯通し塩蔵わかめ	40
さといも	52	まぐろ	136	玄そば	11	小麦加工品	116	はちみつ	101	のり加工品	210
にんじん	98	しじみ	154			切干大根	51	うなぎ加工品	215	干ひじき	51
アスパラガス	150	あさり	107			乾しいたけ	31	あさり加工品	1	さば加工品	50
白ねぎ	100	いか	24			果実加工品	50	かき加工品	7		
たまねぎ	135	かき	43			落花生加工品	30	たこ加工品	20		
しょうが	100	うなぎ	3			大豆加工品	62	いか加工品	77		
計				1,433		計					1,210

第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表1-2-(2)-1 登録認証機関等及び登録試験業者等の登録及び更新並びに変更の申請に係る調査件数

	新規	更新	変更	計
登録認証機関	4	22	98	124
登録外国認証機関	2	14	26	42
登録試験業者	—	—	2	2
登録外国試験業者	—	—	—	—
計	6	36	126	168

表1-2-(2)-2 JAS 法に基づく立入検査の報告件数

	規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証業務を確認するための立入検査	飲食料品 林産物 置表 有機農産物等	14 2 3 53	9 9 3 14	10 17 3 —	26 10 5 117
登録試験業者の認証業務を確認するための立入検査	飲食料品	1	1	—	—
JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査	飲食料品 林産物 有機農産物等	0 0 2	— — —	— — —	— — —
資材評価に係る立入検査	有機農産物等	2	—	—	—
計		77	36	30	158

表 1-2-(2)-3 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査の報告件数

規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
登録外国認証機関	林産物	4	5
	有機農産物	8	—
登録外国試験業者		—	—
計	12	13	3

表 1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	0	114	114
林産物	1	54	55
畳表	2	3	5
有機農産物等	3	242	245
計	6	413	419

第 1-3 食品の安全正に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表 1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦、大麦及びライ麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド） ・タイプAトリコテセン類（T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスルペノール） ・ゼアラレノン（ZEN） ・麦角アルカロイド類（エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリップチン、エルゴクリップチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリニン、エルゴシン、エルゴシンニン、エルゴコルニン、エルゴコルニニン）	892
	エキナセア中のピロリジジンアルカロイド類	15
計		907

第 1-4 その他の業務

表 1-4-1 部門別相談件数

部 門	相談件数
肥料	3,120
農薬	108
飼料及び飼料添加物	278
愛玩動物用飼料	50
土壤改良資材	69
食品	767
計	4,392

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費削減の目標と達成状況

目標	達成状況																				
1(1) 光熱水量の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器空調設備等の効率的（消灯、省エネ設定、温度設定など）な使用により削減を図る。	<p>光熱水量の削減を図る取組として、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定（夏季28度、冬季20度）、節水、ガス利用機器の効率的使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図ったほか、役職員の節電意識を高めるため職場ごとの節電の取組を実施した結果、全役職員の更なる省エネルギーの推進、環境配慮等に向けた意識の醸成とともに、FAMIC全体で対前年度削減となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>対令和3年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気量</td><td>2,903千kW</td><td>2,945千kW</td><td>2,728千kW</td><td>▲7.4%</td></tr> <tr> <td>ガス量</td><td>82.4千m³</td><td>83.2千m³</td><td>69.6千m³</td><td>▲16.3%</td></tr> <tr> <td>水道量</td><td>6.9千m³</td><td>6.7千m³</td><td>6.6千m³</td><td>▲1.5%</td></tr> </tbody> </table>	内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対令和3年度比	電気量	2,903千kW	2,945千kW	2,728千kW	▲7.4%	ガス量	82.4千m ³	83.2千m ³	69.6千m ³	▲16.3%	水道量	6.9千m ³	6.7千m ³	6.6千m ³	▲1.5%
内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対令和3年度比																	
電気量	2,903千kW	2,945千kW	2,728千kW	▲7.4%																	
ガス量	82.4千m ³	83.2千m ³	69.6千m ³	▲16.3%																	
水道量	6.9千m ³	6.7千m ³	6.6千m ³	▲1.5%																	
(2) コピー枚数の削減の取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。	<p>コピー枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員へ周知するほか、会議資料の電子化によるペーパーレス化、Web会議システムの利用をより推進した結果、対前年度削減となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>対令和3年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー枚数</td><td>2,150千枚</td><td>2,450千枚</td><td>2,261千枚</td><td>▲7.7%</td></tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	対令和3年度比	コピー枚数	2,150千枚	2,450千枚	2,261千枚	▲7.7%										
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対令和3年度比																	
コピー枚数	2,150千枚	2,450千枚	2,261千枚	▲7.7%																	
2 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。	予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算執行の状況を把握しつつ、7月に第2次配分、10月に第3次配分を行った。第3四半期での最終配分にあたり、11月に各セグメント単位での各担当者に執行状況の確認と執行見込みの把握を行い12月に第4次配分を実施し、これを以て令和4年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。																				
3 職員の意識改革を促進するための取組	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 複写機等使用時における両面印刷、ツーインワン等の活用、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、Web会議システム及びプロジェクターを活用した資料説明 (2) 節電への取組を啓発する貼り紙の掲示 (3) コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証 																				

第2-3 調達等合理化の取組

表2-3-1 調達等合理化計画への取組状況

計画	対応状況
重点的に取り組む分野	
(1) 調達における一者応札・応募割合 調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が42%以下となるよう、取組を推進するものとする。	一者応札・応募の改善については、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直し、公告期間の十分な確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘等の取組を行い、一者応札・応募の割合は件数で22.8%となり目標の42%以下の水準を満たした。（前年度実績：32.0%）
(2) 隨意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。	随意契約については、平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 この結果、少額随意契約を除き、競争性のない契約件数は21件であり、当該契約については事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認した。
(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。 ① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるように、調達依頼時期を早めるなど調整を行う。 ② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整を行う。 ③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。 ④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。 ⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。	① 消耗品及び分析機器類の調達にあっては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達時期を早めることにより、業者による入札準備や履行期間を十分確保した。 ② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。 ③ コピー用紙、分析用ガスボンベ等の調達について、本部・小平（農葉検査部）・横浜において一括化を実施し、競争性確保・経費の節減に努めた。さらに、コピー用紙の調達にあっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を行った。 ④ 少額随意契約となる理化学品、薬品、事務用品等の調達要求の集約化を積極的に実施し、競争性のある契約件数を増加させた。 ⑤ メールマガジンを活用した調達情報の提供、応募実績のある業者に対する公告掲載の電話案内に加え、入札説明書の電子メールによる配信、郵便入札の積極的な導入等により、複数者による応札に努めた。
(4) その他 適正な予算執行事務・契約事務に資するため、主要分析機器の購入実績を整理・共有し、契約に係る研修を開催する。	新たな取組として、主要分析機器の購入実績を整理して、各職員間へ情報共有し、地域センターの会計事務担当職員を対象に契約等に係る研修を令和4年8月30日に開催した。
調達に関するガバナンスの徹底	
(1) 発注・契約権限の明文化について FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。	関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を周知した。
(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。	仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様による限定箇所の有無について内容を精査し、複数の者が応札できるよう努めた。 また、契約担当者へ仕様書の留意事項等について周知した。

(3) 隨意契約について	少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等や止むを得ないと認められる場合を除き、事前にFAMIC内に設置した調達等合理化検討会（総括責任者は総合調整担当理事）において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。	少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。
(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について	物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち会わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。	納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員若しくは原課職員の2人体制で行った。また、保守点検等検査マニュアル（検査補助員用）を作成し周知した。
(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について	不祥事の発生を未然に防止するため、職員に対しメール等により、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。	令和5年3月に、本部・地域センター等ごとに、再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検（毎年度実施）を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。
自己評価の実施	調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	令和3年度の調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、令和3年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。 なお、評価結果に伴う計画の改定等はなかった。
推進体制	(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。	令和4年度は、調達等合理化検討会を7回開催し、令和3年度調達等合理化計画に係る自己評価及び令和4年度調達等合理化計画（案）の審議（令和4年4月21日）のほか、公募による一者応募となった事案の調達手続や随意契約による事由の点検等を行った。
その他	(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。 ① 令和4年5月23日：令和3年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和3年度第3～第4四半期分）の事後点検 ② 令和4年12月23日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和4年度第1～第2四半期分）の事後点検 また、審議概要については、ホームページに公表した。
	調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。	調達等合理化計画については、令和4年6月3日にホームページに公表した。また、自己評価については、今後、令和4年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。

表 2-3-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
上下水道使用料（小平分室）	
上下水道使用料（神戸センター）	
令和4年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター勤務時間管理システム利用サービス運用・保守業務	
令和4度農林水産消費安全技術センター情報システム等保守管理、ファイアウォールの監視及びログ点検・分析業務	
令和4年度情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の年間保守業務	
令和4年度給与計算システム保守業務	
令和4年度IP電話ネットワークトータルサービス契約	
農林水産消費安全技術センター農薬検査部都市ガス供給契約	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
日立製原子吸光光度計の点検業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等（2式）の点検業務	
アジレント・テクノロジーズ・インク社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等（3式）の点検業務	
島津製作所社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置修理業務	
島津製作所社製ガスクロマトグラフ質量分析装置（28式）の点検・校正業務	
IP電話ネットワークトータルサービス回線変更業務	
官報掲載（財務諸表公告 963行）	
給与計算システムサーバ切替業務	
島津製作所社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置（1式）の点検業務	
高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置修理業務	
給与システムサーバ更改に伴うLAN設定変更業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部（小平） 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農薬検査部（小平）については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩観ほ場	67%（使用日/365日×100）	肥効試験や連用試験を行うため必要。
分析機器等 (ガスクロマトグラフ質量分析装置等)	分析機器等の稼動状況調査により把握	分析機器等の稼動状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要なものは保有資産から除却。

表3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性等
生糸する節*検出方法および装置 *生糸する節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (平成19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績 平成20年	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用の可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由 (千円)

区分	予算額（※1）	決算額（※1）	差額	差額の主な理由
業務経費	749,396	668,957	80,439	※2
一般管理費	614,407	596,753	17,654	※3
人件費	5,398,703	5,077,628	321,075	※4

※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額

※2 業務経費について

電気料金等高騰のため、他の業務へ振替えたための残額

※3 一般管理費について

合同庁舎LED改修工事の繰り越しに伴う残額

※4 人件費について

職員の減、休職者等に係る職員基本給等の残額及び退職金の残額

調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】

S：期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている

A：期待される水準を上回って達成している

B：期待される水準を達成している

C：期待される水準を下回り改善を要する

D：期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
6	<p>(7) 固形肥料中の水溶性石灰の分析法の開発（予備検討）</p> <p>【概要】 公定規格の改正により、肥料全般において水溶性石灰についての保証が可能となったことから、農林水産省の要請を受けて分析法の開発に取り組んだ。単一試験室における妥当性確認の実施に先立ち、文献調査、分析法における水溶性石灰の定義設定、試料の収集と抽出条件などの問題点の洗い出しを行った。（令和5年度単一試験室による妥当性確認、令和6年度室間共同試験による妥当性確認を実施して終了予定）</p> <p>【評価】 文献情報のとりまとめ、分析法上の定義設定について農林水産省との間で協議を行うなど、FAMICの基本的な役割として求められている取組を実行した。抽出時の試料採取量の検討等、検討すべき項目が残されているが、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(8) 固形肥料中の水溶性けい酸の分析法の改良（予備検討）</p> <p>【概要】 公定規格の改正により、新たに固形肥料にも水溶性けい酸の保証が可能になったことから、農林水産省の要請を受けて分析法の開発に取り組んだ。生産事業者等にアンケート調査を実施し、今後の生産計画等の情報を収集し、保証対象となる肥料原料について検討し、農林水産省と分析法における定義設定を協議して水溶性けい酸の抽出条件を決定した。流通する肥料がまだないことから、仮想の肥料を調製し調査を行い、抽出方法、抽出時の器具の選択、試料溶液の分取量等、細部にわたって分析手法の改良を検討した。当初、共同試験による妥当性確認までを令和6年にかけて実施する計画であったが、流通する該当肥料がないため、単一試験室による妥当性確認まで終了することとした。（令和5年度終了予定）</p> <p>【評価】 事業者らによる今後の生産計画についても積極的な情報収集を行うとともに、分析法における定義設定について農林水産省との間で協議を行うなど、ステークホルダーのニーズの把握にも努めており、また、試料溶液の必要採取量の見直しなど分析者にとって実用性の高い分析法へとするための改良を行い、予定していた計画を前倒しにして取り組んでいた。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p> <p>(9) イオンクロマトグラフを用いた肥料中のスルファミン酸分析法の改良（単一試験室による妥当性確認）</p> <p>【概要】 現在、肥料等試験法に収載されている LC-MS を用いた肥料中のスルファミン酸の分析法は、全ての肥料に適用可能となっているが、LC-MS 機器が高額であることから分析適用は進んでいない。一方、比較的機器導入の進んでいるイオンクロマトグラフを用いたスルファミン酸の分析法においては、適用範囲が硫酸アンモニアに限定されているため実用性が低かった。肥料業者における品質管理分析実施のため、イオンクロマトグラフを用いたスルファミン酸の分析法の全ての肥料への適用範囲拡大を目的として、試料液の精製、測定条件の検討を実施し、分析法の改良を行った。改良した分析法について単一試験室による妥当性確認を行い、肥料等試験法に記載されている精度の目安を満たしていることを確認した。（令和4年度終了）</p> <p>【評価】 低分子の有機酸除去やイオンクロマトグラフ用カラムでの妨害物質分離は困難であった。LC-MS で測定した方が簡便かつ高精度で測定ができるから、肥料等試験法では LC-MS 法とともに記載すること、利用目的等を踏まえ両分析法の記載順序等について留意するよう指摘があった。今回、有機酸を含む肥料では適用できないが、無機肥料全般に適用できる方法を確立し、肥料業者が品質管理分析に利用できる分析法としており、また、肥料に含まれる有機酸由来ピークの除去検討など、妥当性の検証や適用範囲の確認を実施しており、適切に進めていることを評価され、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(10) ICP-OES を用いた石灰の分析法の開発（予備検討）</p> <p>【概要】 肥料分析機関等の各方面から要望があり、各成分の ICP-OES を用いた分析法を肥料等試験法へ導入するための検討をしてきており、令和4年度は石灰全量について測定条件等の検討を行った。また、石灰全量分析用の試料溶液を用いて他の成分（銅、亜鉛、マグネシウム）及び汚泥肥料の有害成分（カドミウム、ニッケル、クロム、鉛）の同時測定条件についても合わせて検討を行った。令和5年度に実施する単一試験室における妥当性確認の準備として試料の収集を行い、ICP-OES 分析における内標準元素及び試料溶液濃度の最適化についても検討を行った。（令和6年度終了予定）</p> <p>【評価】 主成分がカルシウムである石膏の成分分析について、最新 JIS に ICP-OES 法が追記されていることから、肥料の分析法においても妥当性の確認がされることは適切とされ、今年度の目標達成に加え、原料となりうる土壌改良資材まで含めた検討や、同じ分解溶液で複数の重金属類を同時測定する試みを行い、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>

(イ) 苛酷試験法の実態調査及び試験法の確立（予備検討）
【概要】 肥料法において、生産業者は不可避な成分の低下を確認して適切な保証成分量を決定することとされており、その成分低下の確認方法として苛酷試験を行うこととしているが、当該試験法は各生産業者により異なっている。統一的な確認試験法確立の要望があり、農林水産省の要請を受け、試験法を制定するため情報収集及び整理検討を行った。事業者への紙面アンケート及び直接聞き取りにより実態調査を行い、事業者が実施している試験方法をまとめた上で苛酷試験法の負荷条件を整理し、令和5年度に実施する苛酷試験法の頑健性を確認する手順の検討及び使用する試料の収集を行った。（令和6年度終了予定）
【評価】 多種多様な負荷条件がある中、事業者へのアンケートの結果から再現性の高い試験条件を絞り込むなど、実用的かつ効率的に検討を進める工夫を高く評価され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

(カ) 苦土の測定のためのフレーム原子吸光法（波長 202.5 nm）の性能評価（室間共同試験による妥当性確認）

【概要】 苦土の測定を原子吸光により実施する際の使用波長追加について、令和2年度に単一試験室による妥当性確認を行っており、その分析法のうち溶性苦土及び水溶性苦土の分析法について室間共同試験による妥当性確認を行い、分析法の精度を評価した。（令和5年度に残りの成分について検討を継続して実施し、終了予定）

【評価】 計画の達成に加え、室間共同試験の時期を通常より前倒して実施した。そのため多数の試料を効率的に準備したことなどが高く評価された。外部試験室に共同試験参加の利点等を具体的に示した上で協力を依頼する工夫を実施し、早期の試験開始ができたことも評価された。期待される水準を達成したことから、B評価となった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(ア) 肥料認証標準物質の長期安定性試験（継続）</p> <p>【概要】 現在販売している肥料認証標準物質（FAMIC-A-17、FAMIC-B-14、FAMIC-C-18-2 及び FAMIC-C-21）の長期間の安定性確認試験を実施して安定性を評価し、また、有効期限の推定を行った。</p> <p>【評価】 多くの分析機関で、測定精度を確保するために使用されている肥料認証標準物質について、颁布開始から現在に至る品質確認を行い、継続した安定的供給は、認証標準物質の維持・管理において最も重要な項目の一つであり、計画的かつ継続的に実施しているのは、社会的貢献度が高いと評価された。期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(イ) 顕微 FT-IR を用いた汚泥肥料の鑑定方法の確立</p> <p>【概要】 令和元年度の検討において、下水汚泥肥料及びし尿汚泥肥料のみで 1 mm 未満のプラスチックと想定される物質が確認されたことから、汚泥肥料に含まれるプラスチック等をより効率的に同定することにより汚泥肥料と堆肥の識別が可能と考えられ、この方法として顕微 FT-IR を用いた鑑定方法を検討した。試料の前処理の検討の他、同定の精度を高めるため、植物片等のデータを収集し、FT-IR のライブラリの充実を図り、汚泥肥料及び堆肥のプラスチック含有状況を調査した。これにより下水汚泥及びし尿汚泥に含まれるプラスチックの特徴及び計測数について考察し、鑑定手法を開発した。令和5年度まで実施の課題として計画していたが、学会や機器メーカーからの情報収集、前処理方法の検討を効率的に進め、「肥料の鑑定方法」に収載する方法として整理ができたことから予定期間を短縮して終了した（令和4年度終了）</p> <p>【評価】 使用汚泥原料ごとのプラスチックの混入状況を客観的に評価できることを示したことが意義深いと評価された。また、肥料に混入しうるプラスチックや混同しやすい植物片のスペクトルデータをライブラリに登録して解析の精度をあげる努力が評価された。文献に限らず、学会や機器メーカー等からも多角的に情報を収集し、肥料にあった前処理方法、測定方法を短期間で確立して課題を効率的に進め、予定期間を短縮して鑑定方法を確立できた努力を高く評価され、S評価となった。</p> <p>(ウ) 汚泥肥料の運用によるカドミウム等の土壤への蓄積、作物への吸収試験（継続）</p> <p>【概要】 汚泥肥料の運用によるカドミウム等の土壤への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にホウレンソウ、ニンジンを用い、データの蓄積を行った。また、カドミウムの土壤中での垂直移動を確認するため、深さ 5 cm ごとの土壤採取を行い、測定・解析を行って考察をした。（令和5年度継続課題）</p> <p>【評価】 令和4年度は夏作ニンジンと冬作ホウレンソウの栽培試験に加え、土壤の深さ方向のカドミウム濃度分布を調査する等の工夫を行ったことが評価された。また、長期間に渡る調査研究を丁寧に実施していることも評価され、B評価となった。当該試験については、他に例を見ない試験であり、食料安全保障の観点から汚泥肥料も再注目されているため、その安全性に関するデータの蓄積は、これまで以上に重要になると考えられ、今後も同様な調査を続けることは非常に有意義であり、新たな知見を見出す可能性があると、継続への強い要望が出された。</p>

② 農業関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) OECD テストガイドラインの作成状況に関する調査</p> <p>[概要] 農薬の登録申請の際に提出が求められる人に対する影響に関する試験成績は、OECD の Section 4 Health Effects に分類されるテストガイドラインに沿って実施することが求められている。OECD におけるテストガイドラインやガイダンス文書の作成状況や改訂状況を定期的に把握することにより、農林水産省のデータ要求通知の改正等に迅速かつ適切に対応可能である。そこで、OECD におけるテストガイドラインの作成状況を調査し整理することにより、現行のデータ要求や評価法への反映に資することを目的として調査を行った。</p> <p>本年度新たに新規作成されたテストガイドラインは3つ（眼刺激性試験2つ、遺伝子突然変異試験1つ）、改訂されたテストガイドラインは6つ（急性経口毒性試験1つ、皮膚感作性試験4つ、遺伝子突然変異試験1つ）あった。今後、調査したテストガイドラインについて通知への反映の必要性を判断していく。（令和5年度継続）</p> <p>[評価] 本年度新規作成された、もしくは改訂されたテストガイドラインについて作成状況を把握、整理することができた。この成果は本調査研究の目的に資するものであり、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(イ) 樹木（樹木類・果樹類）の花における農薬の残留性調査</p> <p>[概要] 本調査では、常緑樹及び落葉樹の樹木並びに果樹を供試作物として、花における農薬の残留傾向の調査を行った。作物により処理当日の残留濃度に違いが見られ、かつ樹木より果樹の残留濃度が高い傾向であった。その要因として、処理時の枝葉の繁茂状況、花の形態の相違、花弁への害虫食害による花の部位別の残留状況の偏りなどが考えられた。異なる樹木及び果樹間での花粉・花蜜残留試験結果の読み替えの妥当性検証には、作物の枝葉の繁茂状況や花の形態について考慮する必要があることが示唆された。また、本調査では花全体又は部位別試料を花粉及び花蜜の代替試料として分析しており、本調査結果は、花粉、花蜜試料を部位別試料で代替することの妥当性及び残留の減衰傾向の指標となりうるかの検討に資すると考えられる。（令和4年度終了）</p> <p>[評価] 樹木の花粉、花蜜における農薬残留濃度の把握については更なる検討を要するが、多くの基礎となる知見、データが得られ、課題解決のために大きく前進したものといえる。また、葉、花の全体と部位別の分析を行った点や、農薬処理後日数に幅をもたせた試験設計については高く評価できる。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(ウ) 投下量の違いが農薬の土壤中半減期に及ぼす影響</p> <p>[概要] 有効成分投下量が農薬の土壤中半減期に及ぼす影響を検討するため、容器内土壤残留試験を実施した。計7種の農薬について4段階の添加濃度を設け、畠地条件、水田条件各3連分のデータを収集した。今年度までの結果からは、有効成分投下量が土壤中半減期に及ぼす影響は小さいと考えられた。また、有効成分投下量が土壤微生物バイオマスに及ぼす影響を調査するため、農薬添加前後の土壤中ATPを測定した。その結果、容器内土壤残留試験における供試農薬については試験濃度で当該バイオマスへの影響は認められないこと、そのほかの殺菌剤等15種のうち2種の農薬の添加により土壤中ATPが低下することを確認した。（令和5年度継続）</p> <p>[評価] 今年度までの容器内土壤残留試験の結果からは有効成分投下量と土壤中半減期の間に強い相関関係は概ね認められず、現行の審査方法（5倍ルール）の妥当性に資する知見が得られた。また、容器内土壤残留試験の供試農薬やその他の殺菌剤等の添加による土壤微生物バイオマスの変化の調査では、2種の農薬の添加により土壤中ATPが低下することが確認され、容器内土壤残留試験の考察の一助となる知見が得られた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(エ) 植物代謝試験の作物グループに関する調査</p> <p>[概要] 現行通知で要求している植物代謝試験はOECD テストガイドライン（No. 501 Metabolism in Crops）に準ずることとなっているが、旧通知とは作物分類などで差異があり、特に既登録農薬については再評価や適用拡大申請時にデータギャップとみなされる可能性がある。本研究では植物代謝試験の作物分類に係る差異について、既登録農薬の植物代謝試験における供試作物及び代謝経路等を調査し、他作物での読み替えの可能性等、一般的に許容できる事項等について検討を行った。</p> <p>主に「葉菜類」、「茶」及び「穀類」の植物代謝試験を対象として他作物の試験結果による読み替えの可能性について調査を行った結果、いずれの作物も他作物の試験結果で読み替えができる可能性が示された。「茶」及び「穀類」については調査例数が少なく今後も調査を継続する必要があるが、葉菜類については、植物表面上に残留し、移行性又は浸透性がない農薬の場合、旧通知における「葉又は花を可食部とする植物」又は葉菜類以外の作物茎葉部の試験結果により読み替え可能と考えられた。今後、本調査結果に基づいて具体的な読み替え条件の検討を行う予定である。（令和4年度終了）</p> <p>[評価] 葉菜類について具体的な読み替え条件を設定する上での有用な情報が得られ、期待される水準を達成したことからB評価となった。</p>

イ 農薬等の品質・葉効等に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) 農薬製剤の品質の検査方法の改良</p> <p>[概要] 2020年8月のCIPAC（国際農薬分析法協議会）が公表したMAIMM（Multi Active Ingredient and Matrix Methods）による農薬製剤の分析方法について、昨年度に引き続き、適用可能性を検討した。今年度は、有効成分の極性の違いによるMAIMMの適用可能性を検討するため、高極性又は低極性の単一の有効成分を含む製剤を主に用いて、MAIMMと見本検査法との比較分析を行った。検討対象とした高極性有効成分2種（製剤6剤）及び低極性有効成分2種（製剤7剤）について、MAIMMの適用可能性が示唆された。しかしながら、今年度の調査では農薬2において有効成分と補助成分のピークが重なる事例があったことから、製剤の有効成分と補助成分の組み合わせによってはMAIMMを適用できない場合があることが示された。従って、</p>

	<p>MAIMM を集取農薬の分析に利用するか検討する際には、提出された見本検査法のクロマトグラム上に有効成分及び内部標準物質以外の顕著なピークがないことを確認する必要があると考えられた。（令和4年度終了）</p> <p>[評価] 今年度の調査では MAIMM 法との比較分析により、調査した製剤において MAIMM の適用可能性を明らかにした。期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
(イ) 除草剤の効果と処理後の散水による影響調査	<p>[概要] 令和3年度は除草剤処理1、3、6時間後に散水を行ったが、散水の有無に関わらず全て枯死したため除草効果への散水の影響は確認されなかった。令和4年度は散布から散水までの時間を、除草剤処理5分後とより短くして試験を行った。</p> <p>その結果、肉眼観察では除草効果について一部外観に差が認められたが、生重量を有意差検定で比較したところ、今回の試験条件において供試作物のクロタラリア及びエンパクに対して散水処理による除草効果への影響の有無は確認できなかった。これは、除草剤処理後から調査日までの期間が短かったため処理区と対照区の差が十分に現れる前だった可能性が考えられた。</p> <p>以上により、除草剤処理後の降雨までの時間や降雨が効果に与える影響について、令和3年度及び本年度の結果から、除草剤処理1時間後の散水は除草効果に影響を及ぼさなかったが、除草剤処理5分後の散水は除草効果にフレを生じさせる可能性が示唆された。なお、本年度の試験条件の場合、その影響の有無を確認するためには、より長期の調査期間が必要と思われた。（令和4年度終了）</p> <p>[評価] 今年度の調査では、散布後5分後の降雨は効果にフレを生じさせる影響が示唆された。生重量で評価した被害程度に有意差は無かったが、外観には違いが生じていたため、観察における枯殺症状も結果や考察に反映する方が良いと思われるが、除草剤処理後の効果に対する散水の影響について、業務上有効な知見が得られ、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(ア) 残留農薬分析業務における分析法の検討</p> <p>[概要] ミニトマトの一斉試験法（LC-MS/MS 測定）について、分析対象農薬の拡大を図るため11農薬を対象に、3試験室（小平、横浜事務所及び神戸センター）において、厚生労働省のガイドラインに基づき、分析法の妥当性確認を実施した。真度等が目標値を満たさなかった4農薬を除く7農薬について妥当性が確認された。（令和5年度継続）</p> <p>[評価] ミニトマトの一斉試験法（LC-MS/MS 測定）で新たに7農薬が分析可能となり、分析対象農薬の拡大が図られ、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
8	<p>(ア) (要請課題) 飼料用稻中のカルボスルファン及びベンフラカルブの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立（単一試験室における妥当性確認）</p> <p>[概要] 飼料用稻中のカルボスルファン及びベンフラカルブの分析法を飼料分析基準に収載し、基準値への適否を検査できるようにするため検討を行った。その結果、厚生労働省通知試験法から操作の簡略化及び試薬の使用量削減を行い、真度及び精度の目標値を満たすことを確認した。（令和5年度中止）</p> <p>[評価] 2年計画の1年目であることから評価はなし。</p> <p>(イ) (要請課題) 飼料中のジクワット及びパラコートの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立（単一試験室における妥当性確認）</p> <p>[概要] ジクワット及びパラコートの基準値への適否を検査できない飼料があり、また、実験者の健康に有害な試薬を用いる飼料分析基準収載法を改良するため、委託事業により開発された分析法を基に検討を行った。その結果、真度の目標値に満たない試料があり、一部改良した結果、真度及び精度の目標値を満たし、定量下限及び検出下限の確認を行った。（令和5年度継続）</p> <p>[評価] 2年計画の1年目であることから評価はなし。</p> <p>(カ) (要請課題) 飼料中のチオファネートの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立（単一試験室における妥当性確認）</p> <p>[概要] 飼料中のチオファネートの分析法を飼料分析基準に収載し、基準値への適否を検査できるようにするため、委託事業により開発された分析法を基に検討を行った。また、総和で基準値が設定されているチオファネートメチル、ベノミル及びカルベンダジムについて、同時定量法として適用が可能であるか検討した。その結果、分析法を簡略化した上、同時定量法として真度及び精度の目標値を満たすことを確認し、定量下限、検出下限の確認を行った。（令和5年度継続）</p> <p>[評価] 2年計画の1年目であることから評価はなし。</p> <p>(丁) (要請課題) 飼料用稻中のベンスルフロンメチルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立</p> <p>[概要] 飼料中のベンスルフロンメチルの分析法を飼料分析基準に収載し、基準値への適否を検査できるようにするため、委託事業により開発された分析法を基に、更に同系統農薬6成分につ</p>

	<p>いても同時定量法として適用が可能であるか検討した。その結果、同時定量法として真度及び精度の目標値を満たすこと、定量下限及び検出下限を確認し、共同試験による室間再現精度の目標値も満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。</p> <p>【評価】 国際的にも通じる内容の共同試験を実施して分析法を確立でき、その結果安全な飼料の供給等につなげられることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(オ)	<p>(要請課題) 豚用配合飼料中のシスチン、トレオニン、メチオニン及びリジンの液体クロマトグラフによる分析法の妥当性確認又は確立（予備検討）</p> <p>【概要】 飼料の公定規格には環境負荷低減型配合飼料（豚用）の規格が設けられており、アミノ酸（トレオニン、メチオニン及びシスチン並びにリジン）の最小量が規定されているが、飼料分析基準収載法は、メチオニンについて低回収の問題があり、他のアミノ酸についても豚用配合飼料において妥当性を確認する必要があることから検討を行った。アミノ酸分析を行っている飼料関係業者等を対象に実態調査を行うことにより分析法を決定し、予備検討を行った。（令和5年度継続）</p>
	<p>【評価】 3年計画の1年目であることから評価はなし。</p>
(カ)	<p>(要請課題) ナイカルバジン及びナラシンの併用に係る飼料分析基準の妥当性確認</p> <p>【概要】 抗菌性物質であるナイカルバジン及びナラシンは現在、同一飼料中の併用が認められていないが、製造業者等から併用を可とする規格改正の要望があり、農林水産省において検討を始めている。そこで、飼料分析基準収載法及び通知にある迅速定量法について、2剤を併用した場合の定量値への影響を確認した。その結果、一部の分析法は変更を加えることにより適用が可能であることが確認できた。</p>
	<p>【評価】 製造業者からの要望に対して、一部分析法を改良することにより妥当性を確認しており、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(キ)	<p>(要請課題) 飼料分析基準の全面的な見直しに係る検討（改正案作成）</p> <p>【概要】 前回の全面改正から10年以上経過した飼料分析基準を全面改正するため、2年計画の最終年度として、これまでの委員からの意見、提案等を反映させた全面改正案を作成の上、委員に照会した。</p>
	<p>【評価】 全面的な改正に適切に対応しており、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(ク)	<p>(選定課題) そうこう類及び植物性油かす類中のアフラトキシン、ステリグマトシスチン及びゼアラレノンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立（単一試験室における妥当性確認）</p> <p>【概要】 そうこう類及び植物性油かす類中のアフラトキシン、ステリグマトシスチン及びゼアラレノンについて、効率的な分析の実施及び分析を実施していない成分への対応を目的に、新規分析法を確立するために農研機構駐在者と共同で検討を行った。DDGS中のアフラトキシン、ステリグマトシスチン及びゼアラレノンについて、QuEChERS法による粗精製後に固相抽出により精製する方法を検討したところ、検量線の直線性や妨害ピークが無いことは確認できたが、真度、精度等の確認には至らなかった。（令和5年度中断）</p>
	<p>【評価】 2年計画の1年目であることから評価はなし。</p>

④ 食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
6	<p>(7) DNA シークエンス対象種（魚介類）の拡大検討</p> <p>【概要】入手した魚介類試料26種のうちシークエンス可能であった23種をDNAシークエンスマニュアルの適用範囲に追加した。サクラエビについて、2種類のプライマーの比較検討を行い、サクラエビ近縁種の分析により適したプライマーを検査に使用可能とした。マグロ属魚類について、シークエンスに用いるプライマーを改良し、シークエンス反応数が半分となる方法を開発した。（令和4年度終了）</p> <p>【評価】DNA シークエンスマニュアルで解析可能な生物種が 255 種から 278 種に拡大したこと、サクラエビ検査において再分析となる件数の減少が期待されること及びマグロ属のシークエンスに係る試薬代が半減したことから、期待される水準を上回って達成しているとして A 評価となった。</p> <p>(8) 元素分析等による生鮮にんにくの原産地判別及びにんにく加工品の原料原産地判別法の開発</p> <p>【概要】産地の判別モデル作成のために国産80点及び外国産32点の生鮮にんにくを収集した。1鱗片単位で販売されている商品も検査対象にできるように、1鱗片の元素分析を実施した。測定済の試料（国産試料32点及び外国産試料21点）の元素濃度を用いて仮の判別モデルを作成したところ、特異度99.8%、感度71.6%であった。</p> <p>また、国産22点及び外国産32点のにんにく加工品を収集した。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】1鱗片単位の商品への適用を考慮してモデル構築を行い、現時点で作成した生鮮にんにくの判別モデルが特異度99%以上、感度50%以上であったことから、期待される水準を達しているとして B 評価となった。</p> <p>(9) 軽元素安定同位体比分析等によるらっきょう加工品の原料原産地判別法の開発</p> <p>【概要】判別可能性検討に必要な国産26点及び外国産23点のらっきょう加工品を収集した。同時に前処理方法の検討を行い、らっきょう甘酢漬けに脱調味液処理、粗繊維抽出を行うことで調味液の影響を少なくして炭素・酸素安定同位体比の分析が可能となることを確認した。収集試料の一部を用いて炭素及び酸素安定同位体比分析を行ったところ、判別が困難なことが示唆された。また、GC/MSでの水溶性成分分析も検討したが、判別は困難なことが示唆された。一方、LC-TOF/MSIによる分析は産地判別に利用できる可能性が示唆された。（令和4年度終了）</p> <p>【評価】ヘリウムガスが不足して測定可能数が限られている中で軽元素安定同位体比での判別可能性について明らかにできたことから、期待される水準を達成しているとして B 評価となった。</p> <p>(10) 食肉（牛肉、豚肉、鶏肉）の産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>【概要】牛肉について、脱脂試料、タンパク質抽出固体試料及びタンパク質抽出液体試料の炭素及び酸素安定同位体比を測定し比較したところ、過去の調査結果とはかい離があり、判別モデルを構築するためには試料の再測定が必要なことが明らかとなった。また、国産及び外国産各5点の炭素及び酸素安定同位体比を比較したところ有意な差があったが、世界的なヘリウムガスの供給不足のため追加の検討は断念した。</p> <p>豚肉について、トリアシルグリセロール（TAG）分析の条件検討を行い、昨年度実施した脂肪酸分析の結果と合せて原産地判別法を検討した。収集試料のTAG分析を実施し、TAG9成分及び脂肪酸7成分による判別モデル（特異度99.93%、感度67.4%）を構築した。</p> <p>鶏肉について、国産13点及び外国産14点の生鮮鶏モモ肉を対象として脂質分析（TAG、脂肪酸）を行った。測定結果からTAG3成分及び脂肪酸4成分で有意な差があり産地判別の指標となる可能性を確認した。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】牛肉について、ヘリウム不足の中でも軽元素安定同位体比分析について効率的な測定に努め、判別可能性を明らかにするために必要なデータを取得したこと、豚肉について、TAGの分析において GC 測定の注入条件を最適化することで総炭素数の少ない TAG が測定可能となったこと、鶏肉について、豚肉で検討した分析法を適用し、原産地判別の指標成分を短期間で検索できたことから、期待される水準を達成しているとして B 評価となった。</p> <p>(11) 元素分析等による乾わかめの原料原産地判別法の開発</p> <p>【概要】産地の判別モデル作成のために国産82点及び外国産49点の乾わかめを収集し、前処理方法の適正化を実施した後、収集した試料の一部を用いて元素分析による元素濃度の測定を実施した。測定済の試料（国産試料24点及び外国産試料27点）の元素濃度を用いて仮の判別モデルを作成したところ、特異度99.99%、感度94.3%であった。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】元素分析による良好な判別モデルの構築が可能なことが判明し、乾わかめの原料原産地判別法の開発に目途が立つことから、期待される水準を上回って達成しているとして A 評価となった。</p> <p>(12) 元素分析等による乾燥加工品（きくらげ、あおさのり等）の原料原産地判別の可能性検討〔（一財）きのこセンター菌蕈研究所との共同研究〕</p> <p>【概要】きくらげについては、令和4年8月15日に一般財団法人きのこセンター菌蕈研究所（以下「きのこセンター」という。）と共同研究契約を締結した。きのこセンターの原料原産地判別に関する報告を基に、FAMICで実施可能であり、かつ安全面及び効率性を考慮した前処理方法へ改良した。また、国産14点及び中国産2点の乾燥きくらげを収集した。あおさのり（ヒトエグサ）については、輸入実態がないことから、検討対象品目をあおのりに変更し、国産17点及び外国産13点の試料を収集し元素分析を行った結果、Cdを中心とする元素濃度で原料原産地判別の可能性が示唆された。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】きくらげについては、きのこセンターの原料原産地に関する報告を基に、安全面及び効率性に考慮した前処理法へ改良したこと、あおのりについては、原料原産地判別の可能性が示</p>

	唆されたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
--	------------------------------------

イ 新たな検査分析技術の導入に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(ア) 新規分析法（メタボロミクス分析、蛍光指紋分析等）による産地等判別可能品目の探索〔水産研究・教育機構及び農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>【概要】 メタボロミクス分析を基にした水溶性成分分析について、乾わかめの定量キット法を3成分について検討し、1成分について国産と外国産の間に有意差が認められた。今後、他の成分の追加等によりスクリーニング能力を向上させられる可能性があると考えられた。またLC-MS/MSでのメタボロミクス分析についても予備検討を行った。蛍光指紋分析について、複数の品目について蛍光指紋を取得し判別の可能性を確認した結果、乾わかめについて判別の可能性が示唆された。今後、蛍光指紋データの取得を進めスクリーニング判別の適用可能性を検討することとした。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】 新規分析法による判別等の可能性がある品目を探索しスクリーニングによる判別の可能性が得られたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p> <p>(イ) 画像解析による検査法（シジミ、サトイモ及びアサリ）の適用検証及び魚種判別（ブリ及びマグロ）の検討</p> <p>【概要】 試験室間の差の原因が標本数の不均衡により生じた疑似相関であることを、外部データセットの判別により確認した。また、シジミ、サトイモ及びアサリについては、画像解析と他の分析法の間で結果が一致しない例があり、求められている特異度・感度を満たさなかった。現在のディープラーニングの技術では、標本数の不均衡による影響を十分に低減することは困難であること、また、シジミについては輸入状況の大幅な変化から必要な外国産試料が入手困難なこと等から、これらの問題が解消されるまで検討を見合わせることとした。ブリについては、切り身の形状がブリとブリ以外の魚種によって異なることが画像解析に影響しており、ブリ以外の魚種についてブリと同じ形状の切り身の画像を収集することが困難であった。マグロについては、特異度及び感度が所定の基準に満たず、魚種判別ができなかった。以上から、ブリ及びマグロについては検討を終了した。（令和5年度終了）</p> <p>【評価】 現状の判別技術の問題点を解明し、今後の再検討のため、現在までの検討結果について技術文書をとりまとめ、共有する予定であることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

ウ 検査の迅速化・効率化に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(ア) DNA判別検査法（サバ、ズワイガニ）及びGMO分析法（大豆加工食品）における迅速化の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>【概要】 サバ及びズワイガニを対象として、LAMP法の性能確認を行った結果、サバについては一部偽陽性となる試料が確認されたが偽陰性となる試料はなく、スクリーニングとして機能すると考えられた。ズワイガニについては偽陰性となる試料が確認され、さらなる検討が必要と考えられた。遺伝子組換え食品の分析における大豆加工食品からのDNA抽出方法について、GM quicker 4及びMaxi Kitの同等性確認試験を行った。2つのDNA抽出方法を比較した結果、通知法に示されている同等性確認の基準を満たした。精度を比較した結果、併行精度及び中間精度ともにGM quicker 4を用いた方が有意に小さく、また、Ct値が得られにくい納豆及びみそについては、GM quicker 4を用いた方が多くの製品でCt値が得られた。以上の結果から、大豆加工食品からのDNA抽出において、GM quicker 4は Maxi Kitと同等以上であると考えられた。（令和5年度終了）</p> <p>【評価】 サバについて簡易迅速な検査法を確立できる可能性が高まったこと、GM quicker 4の適用により大豆加工食品からのDNA抽出に係る試薬代が60%程度、所要時間が50%以下となること、同等性確認試験について論文化を進めていることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p> <p>(イ) DNA検査における各分析マニュアルの共通化による検査効率化の検討</p> <p>【概要】 DNA抽出における簡易法について、簡易法が未導入であるブリ及びTai法を導入しているアジに、ATL法が導入可能であることを確認した。また、現在DNA合成酵素にAmpliTaq Goldのみを使用しているマダコに新たなDNA合成酵素を導入した場合プライマーの特異性がなくなることについて、マダコ以外のタコの分析結果から検査への影響がないことを確認した。今後はDNA合成酵素の追加及び簡易抽出法の導入等について検討の上、該当のマニュアルを改訂する。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】 DNA抽出における簡易法の導入及びPCRにおけるDNA合成酵素の集約により、効率的な検査が可能となることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p> <p>(ウ) 野菜類（アスパラガス、ニンジン等）の原産地判別分析における原子吸光分析スクリーニング法の検討</p> <p>【概要】 ニンジン、ブロッコリー及びアスパラガスについて、原子吸光分析によるNa測定の一次検査の導入可能性を検討した。ニンジン及びアスパラガスは単一試験室での従来法との同等性が確認できた。併せて、一次検査での酸抽出溶液の残り又は乾燥粉碎試料の残りを二次検査での酸分解に使用することを検討し、同様に同等性を確認した。ブロッコリーは適切な前処理方法が得られず検討を終了した。（令和4年度終了）</p> <p>【評価】 ニンジン及びアスパラガスについて、原子吸光分析によるNa測定の従来法との同等性が確認でき、検査時間の短縮及び効率的な分析が可能となることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

I 市販品検査への適用に関する調査研究

課題数	概要／外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(ア) 既存分析法（DNA分析及び元素分析）の検査への適用検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>【概要】 コシヒカリ判別については、現行の判別キット法と安価で迅速なコシヒカリmPing法の比較検討を行った。15%、10%及び5%の割合で異品種が混入した模擬混入試料を調製し分析したところ、判別キット法は全ての試料で異品種を検知できた一方、コシヒカリmPing法は異品種を検知することが困難であった。コシヒカリmPing法は判別キット法と比較して異品種の見逃しが多くなる可能性が高いことから、このままの条件での検査への導入は断念した。</p> <p>湯通し塩蔵わかめについては、事前運用試験及び前処理での水洗いにおける元素の溶出についての影響評価を実施し、その結果を踏まえて判別モデルを再構築した。中国産に加え韓国産も含めた元素分析による国産／外国産の原料原産地判別法を確立した。（令和5年度継続）</p> <p>【評価】 コシヒカリについては、判別キット法とコシヒカリmPing法の性能比較ができ、mPing法が検査導入された場合にはPORに係る試薬代が10%以下となること、湯通し塩蔵わかめについては、中国産に加え韓国産も含めた国産／外国産の原料原産地判別が可能となることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p> <p>(イ) 新規分析法（メタボロミクス分析及び蛍光指紋分析）の検査への適用及び既存分析法との比較検証〔水産研究・教育機構及び農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>【概要】 メタボロミクス分析を基にした水溶性成分分析による生鮮アスピラガスの原産地判別について、国産表示及び外国産表示の市販品について検証を行い、感度向上のための判別モデルの再構築を行った。国産のモデルと市販品の間にかい離があり、水溶性成分分析で陽性となった場合に元素分析も実施する運用方法が適切と判断した。</p> <p>蛍光指紋分析による乾燥ひじきの原料原産地判別については、水産機構が作成した判別プログラムを導入して市販品による検証を行い、スクリーニングとして利用可能であることが示された。</p> <p>蛍光指紋分析による生鮮ブロッコリーの原産地判別については、補正に使用可能な蛍光物質の選定及びモデルの再構築を行った上で市販品による検証を行ったが、モデルと市販品の結果にかい離が大きく、検査への適用は困難であった。（令和5年度終了）</p> <p>【評価】 新規分析法について判別モデルを再構築し、市販品を用いてその判別能力の検証を行い検査への適用の可否を明らかにしたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>